保全業務特記仕様書

業務名称　愛媛大学城北団地外消防設備保守点検業務

平成25年 8月作成

愛 媛 大 学 施 設 基 盤 部			
施設基盤部　長	施設整備課長	施設整備副課長	担　当

保 全 業 務 特 記 仕 様 書

1 章　　総　　則

1．1　業務内容

ａ．業務名称　　愛媛大学城北団地外消防設備保守点検業務

ｂ．業務場所

松山市文京3番，2番，道後樋又10番13号	（城北団地）
松山市持田町１丁目５番２２号	（持田団地）
松山市樽味３丁目５番７号	（樽味団地）
松山市御幸２丁目３番１５号	（御幸団地）
松山市東長戸４丁目３番１号	（東長戸団地）
松山市山越４丁目１１番１０号	（山越団地）
松山市桑原２丁目９番８号	（北吉井団地）
松山市鷹子町４０番地	（鷹子団地）
松山市八反地甲４９８	（北条団地）
松山市北斎院町津田山	（津田山団地）
松山市大井野乙１４５番２	（大井野団地）
宇和島市津島町近家１６５３－１	（宇和島団地）

ｃ．業務期間　　平成２５年　９月２０日から平成２６年　３月３１日まで

ｄ．この保全業務（以下「業務」という。）の受注者は，国立大学法人愛媛大学発注工事請負等契約事務取扱細則に準じ，この特記仕様書，別添－５の文教施設保全業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づき次の業務を履行する。

ｅ．業務対象施設名称の概要

別添－２［愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表］参照

ｆ．点検方法等

「平成１６年消防長告示第９号（消防法施行規則に基づき，消防用設備又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間，点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）」によるものとする。

「平成２０年９月２４日総務省令１０５号」の規定、及び城北キャンパスにおいては「愛媛大学城北キャンパスにおける備品の転倒等防止措置基準」、樽味キャンパスにおいては「愛媛大学樽味キャンパスにおける備品の転倒等防止措置基準」の規定に基づき，防災管理点検を実施し防災管理点検報告書を作成すること。

点検対象物は別添－３「防災管理点検対象物一覧表」のとおり。

また、「愛媛大学城北キャンパスにおける備品の転倒等防止措置基準」「愛媛大学樽味キャンパスにおける備品の転倒等防止措置基準」については、別添－４のとおり。

g．特記仕様書の適用方法

（1）　・で始まる事項については，○印を付した事項のみ適用する。

（2）　表中の各欄に数字，文字，記号等を記入する事項については，記入した事項のみ適用する。

（3）═══ 又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

1．2　請負代金の支払い

この業務の受注者は，発注者又は検査職員の行う検査に合格したときは，請負代金の支払いを請求できる。

請負代金の支払いは国立大学法人愛媛大学財務部財務企画課及び放送大学学園財務部経理課から２回に支払う。

1．3　業務責任者（1．3．2）

消防設備の点検及び保守業務履行に当たっては業務責任者が業務場所に常駐しなくてもよい。

1．4　業務担当者（1．4．1）

業務対象施設に係る業務担当者は，次の資格を有するものとする。

別添－２「愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表」の区分により「平成16年消防庁告示第十号（消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件）」で定める消防用設備等が点検可能な資格を有すること。

（資格者免状コピーを添付すること）

また，防災管理点検については消防法施行規則第５１条の１２第３項による資格を有すること。（資格者免状コピーを添付すること）

自動火災報知設備については、第１種又は第２種火災報知システム専門技術者の資格を有する者がいること。

1．5　業務の安全衛生管理（1．3．6）

1．6　危険防止の措置等（1．3．7）

1．7　出入り禁止箇所（1．3．12）

次の部屋へ入室する際は監督職員の承諾を受ける。

入試保管庫，ＲＩ管理区域，電気室，機械室

上記以外は，承諾を必要としない。

1．8　養生（1．3．13）

1．9　試験器及び工具等（1．4．7）

1.10　行事等への立会い（1．4．5）

1.11　業務の履行の確認及び報告（1．5．3）

点検時に判明又は発生した不良内容については，遅滞なく監督職員に報告し指示により応急処置を講ずるものとする。

1.12　点検の省略（1．1．6）

次の部分については，点検を省略する。

【城北団地】(093)教育学部3号館・(092)理学部2号館・(094)法文学部2号館

【持田団地】(009)附属小学校体育館（地下電気室・ボイラー室以外）・(003)附属中学校体育館

【樽味団地】(059)農学部3号館西側（前期）・(002)大講義室・(012)ユーカリ会館
(053)附属高校校舎・(055)附属高校体育館

【山越団地】(001)合宿研修施設・(003)更衣室

1.13　発生材の処理（1．5．1）

発生材の処理は次による。

（1）引渡しを要するもの

1）品　　名

2）引渡し先

3）集積場所

（2）特別管理産業廃棄物

1）品　　名　　2）集積場所

3）引渡し先　　4）集積方法

（3）現場において再使用するもの

1）品　　名

2）使用場所

（4）再資源化するもの

1）品　　名

2）受入場所

（５）関係法令により適切に処理するもの

１）品　　名 ----------

２）受入場所 ----------

３）その他 ----------

1.14　電力・用水費等

1.15　控室等

1.16　事前検討

---

2 章　点検及び保守（防災設備）特記事項

2．1　防災設備

（1）業務対象設備の概要

・施設場所は別添－1［消防用設備点検対象建物配置図］，施設内の点検区分・数量は別添－2［愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表］による。

・点検周期は前期・後期とする。

（2）消耗品及び雑材料

（3）~~非常照明装置の業務区分~~

（4）~~非常照明装置の照度測定~~

1）~~測定方法~~

2）~~測定場所~~

（5）製造業者等点検業務

次の機器は製造者又は製造業者が認める技術者（以下「製造者等」という。）により点検及び保守業務を行う。

（6）業務報告書（1．6．1）

業務完了時後に次の書類等を2部提出する。なお，その内1部は当該部局に提出する。

⊙点検及び保守結果報告書　　点検結果報告書については3部とする。

⊙試験成績書

⊙計測記録

書式は　・別添の業務報告書による　　⊙受注者の業務報告書による

ただし，消防点検の報告書書式は「平成１６年消防庁告示第九号」で定められたものとする。

防災管理点検については「平成２０年消防庁告示第１９号及び第２２号」による。

また，間仕切り等による未警戒区域等，対象設備の変更が確認された場合は，貸与する平面図等に朱書きにて記載し，提出すること。

点検完了後仕様書に基づく図面、数量表を提出すること。

自動火災報知設備については、型式番号別の数量表を提出すること。

（７）その他

１．自動火災報知・ガス漏れ火災報知・非常警報各設備について

点検時に判明又は発生した不良内容については、遅滞なく監督職員に報告し指示により応急処置を講ずるものとする。

２．誘導灯設備について

管球及びグロー球の不良分は、支給品にて取り替えること。

３．平成８年４月５日付け通達消防予第６１号消防用設備等点検済表示制度に基づく表示ラベルを貼ること。（数量は別添－２参照）

４．業務期間において故障・誤作動等発生の場合は、即日、監督職員の指示により修理等の処置を講ずるものとする。

５．点検や鳴動試験については、行事等を考慮したうえで作業日を決定すること。

また、改修工事中の建物で点検を行う場合は、工事に支障の無いように日程調整を行うこと。

６．業務完了後にCADデータ（機器配置図）を一式提出すること。

別添－１

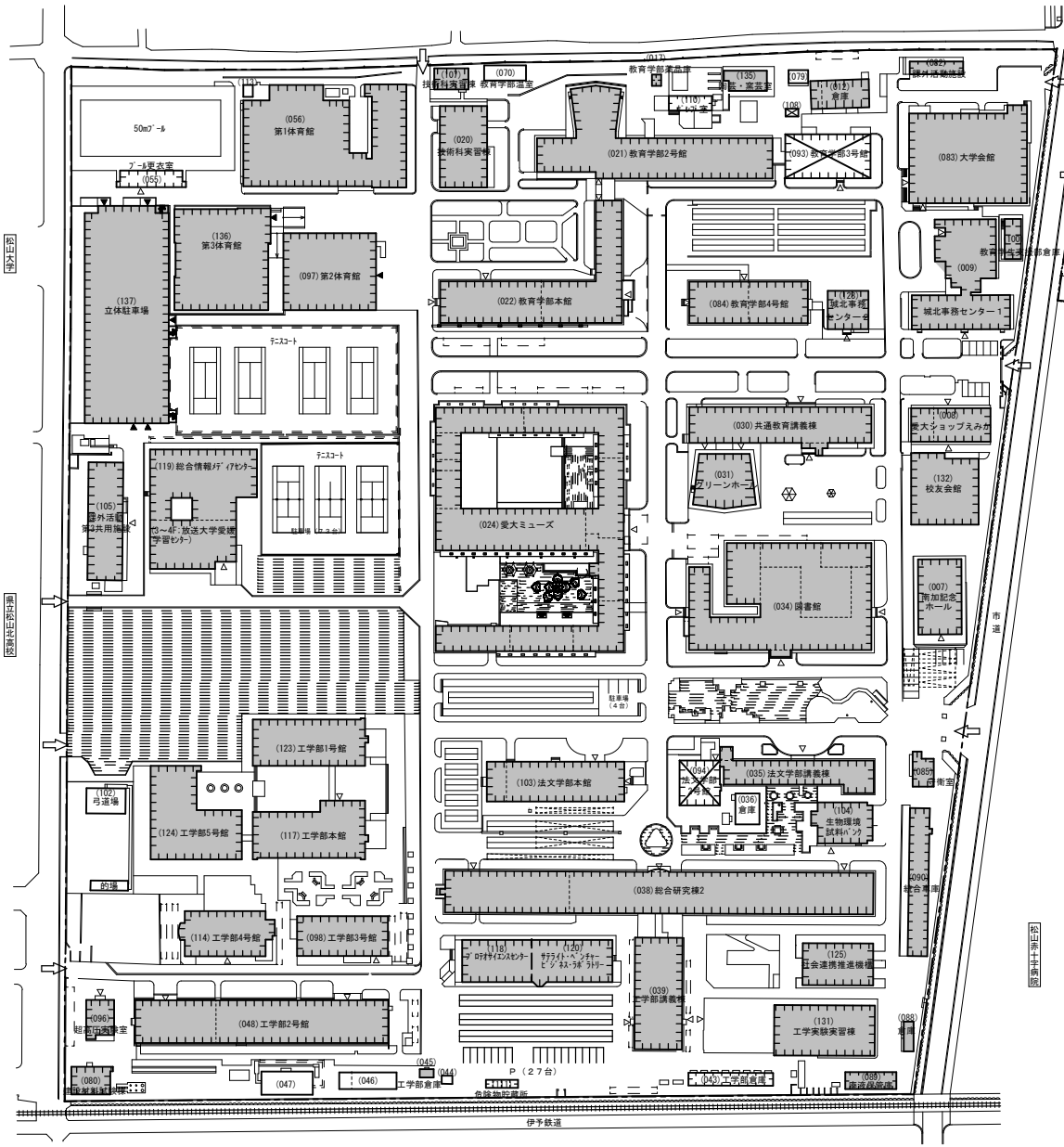

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
事務局，共通教育，法文学部，教育学部，理学部，工学部，附属図書館，保健管理C，総合科学研究支援C城北S（旧機器分析C），大学教育総合C，総合情報ﾒﾃﾞｨｱC，地域共同研究C，沿岸環境科学研究C，埋文調査室，VBL地球深部ﾀﾞｲﾅﾐｸｽ研究C，ﾌﾟﾛﾃｸﾁｬｲﾝｽｾﾝﾀｰ，留学生C，職員会館	００１	城　北	愛媛県松山市道後樋又１０番１３号 愛媛県松山市文京町２番 愛媛県松山市文京町３番	０３５２	愛媛大学	H25年度

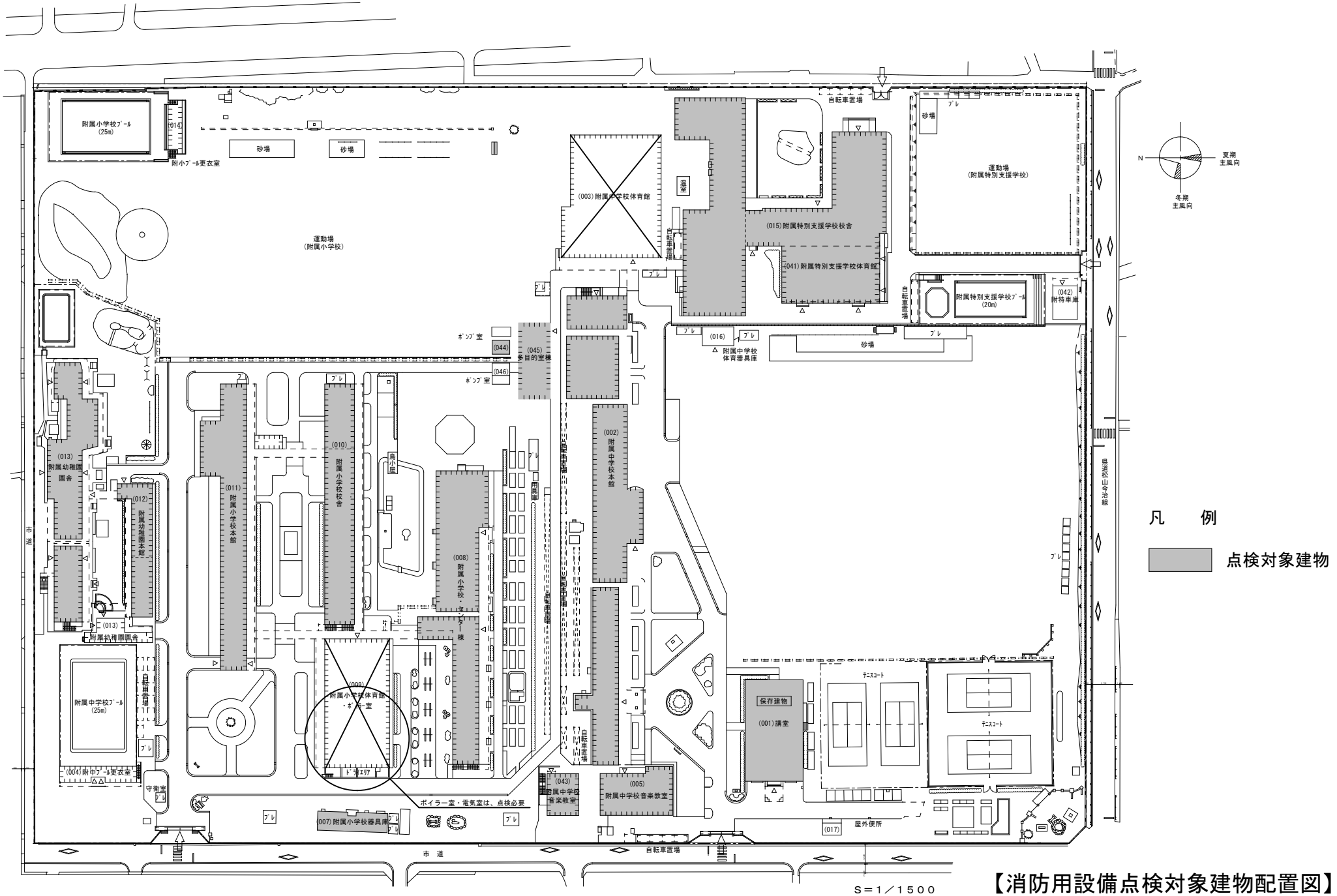
附属小学校ﾌﾟｰﾙ
(25m)
(014)
附小ﾌﾟｰﾙ更衣室
砂場
砂場
運動場
(附属小学校)
(003)附属小学校体育館
温室
自転車置場
自転車置場
(015)附属特別支援学校校舎
(041)附属特別支援学校体育館
自転車置場
自転車置場
砂場
運動場
(附属特別支援学校)
ﾌﾟﾚ
附属特別支援学校ﾌﾟｰﾙ
(20m)
(042)
附特車庫
ﾌﾟﾚ
(016)
附属中学校
体育器具庫
砂場
ﾌﾟﾚ
ﾎﾟﾝﾌﾟ室
(044)
(045)
多目的室棟
ﾎﾟﾝﾌﾟ室
(046)
(002)
附属中学校本館
(013)
附属幼稚園
園舎
(012)
附属幼稚園本館
(011)
附属小学校本館
(010)
附属小学校校舎
(008)
附属小学校・ｷﾞｬﾗﾘｰ棟
附属幼稚園園舎
(013)
附属中学校ﾌﾟｰﾙ
(25m)
自転車置場
(004)附中ﾌﾟｰﾙ更衣室
守衛室
(009)
附属小学校体育館
・ｷﾞｬﾗﾘｰ室
ﾄﾞﾗｲｴﾘｱ
ﾌﾟﾚ
ﾌﾟﾚ
(007)附属小学校器具庫
ﾌﾟﾚ
ﾌﾟﾚ
ﾌﾟﾚ

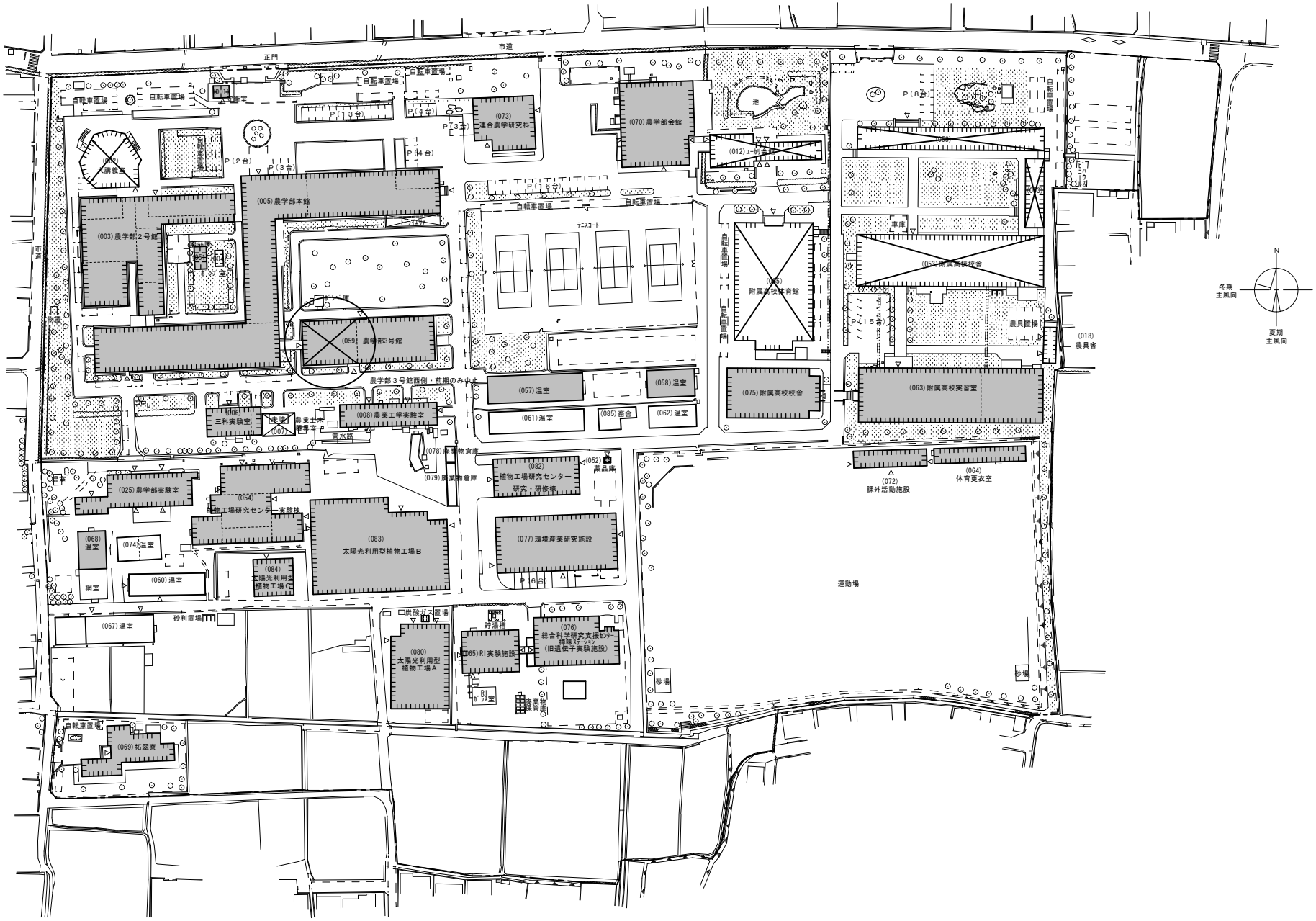

凡　例

点検対象建物

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
農学部，附属高等学校，図書館分館，連合農学研究科，総合科学研究支援Ｃ樽味Ｓ（旧遺伝子実験施設）制御化農業実験実習施設，学生寄宿舎（拓翠寮）	００３	樽　味	愛媛県松山市樽味３丁目５番７号	０３５２	愛媛大学	H25年度

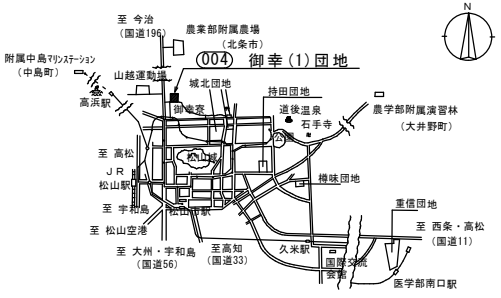

案内図

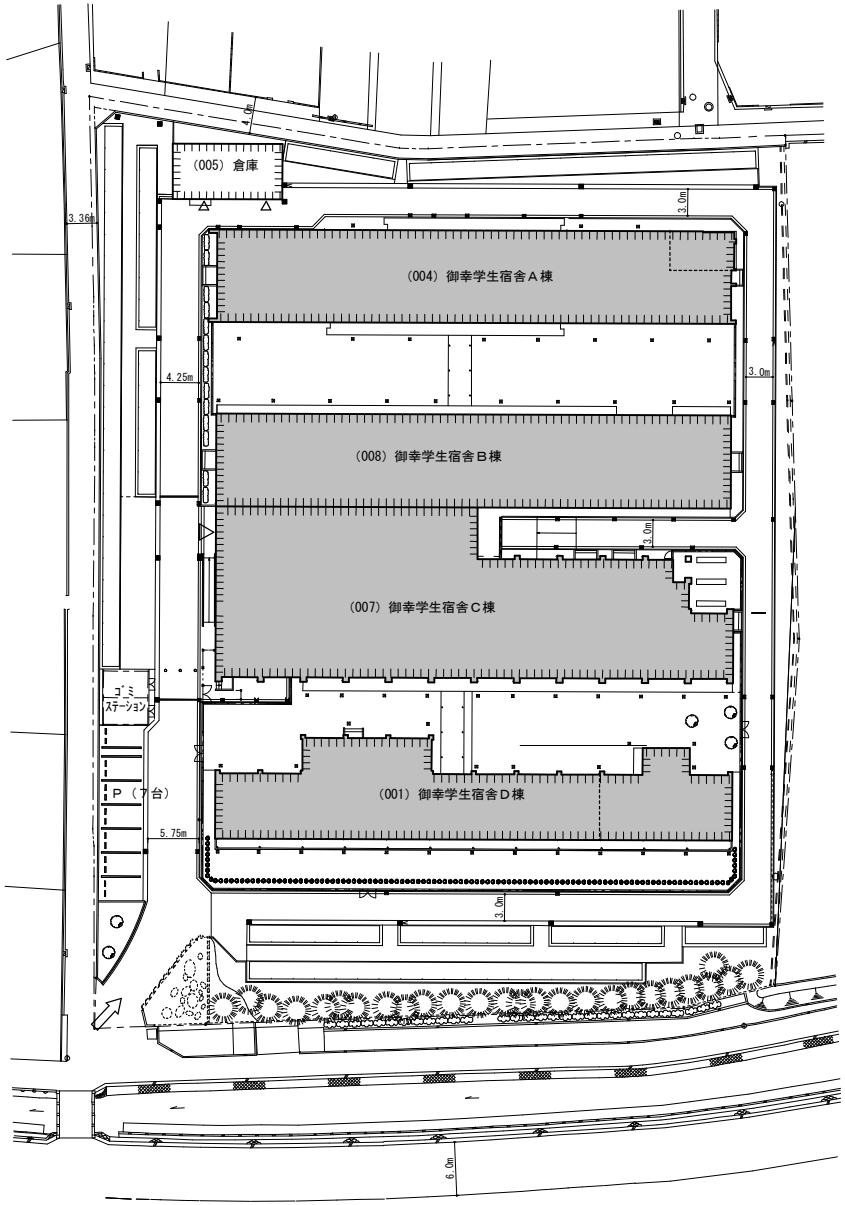

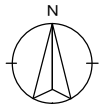

凡　例
点検対象建物

0 5 10 20 30 40 50M

S=1／600

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
学生寄宿舎（御幸寮）	００４	御幸（１）	愛媛県松山市御幸２丁目３番１５号	０３５２	愛媛大学	H23年度

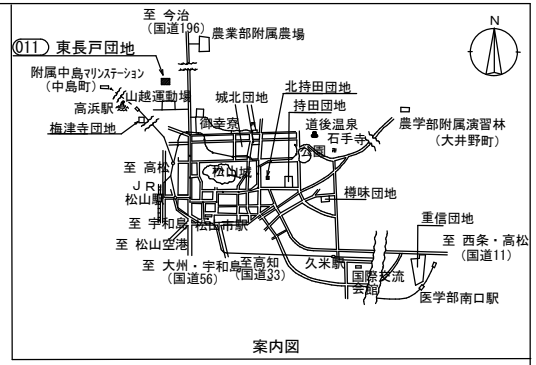

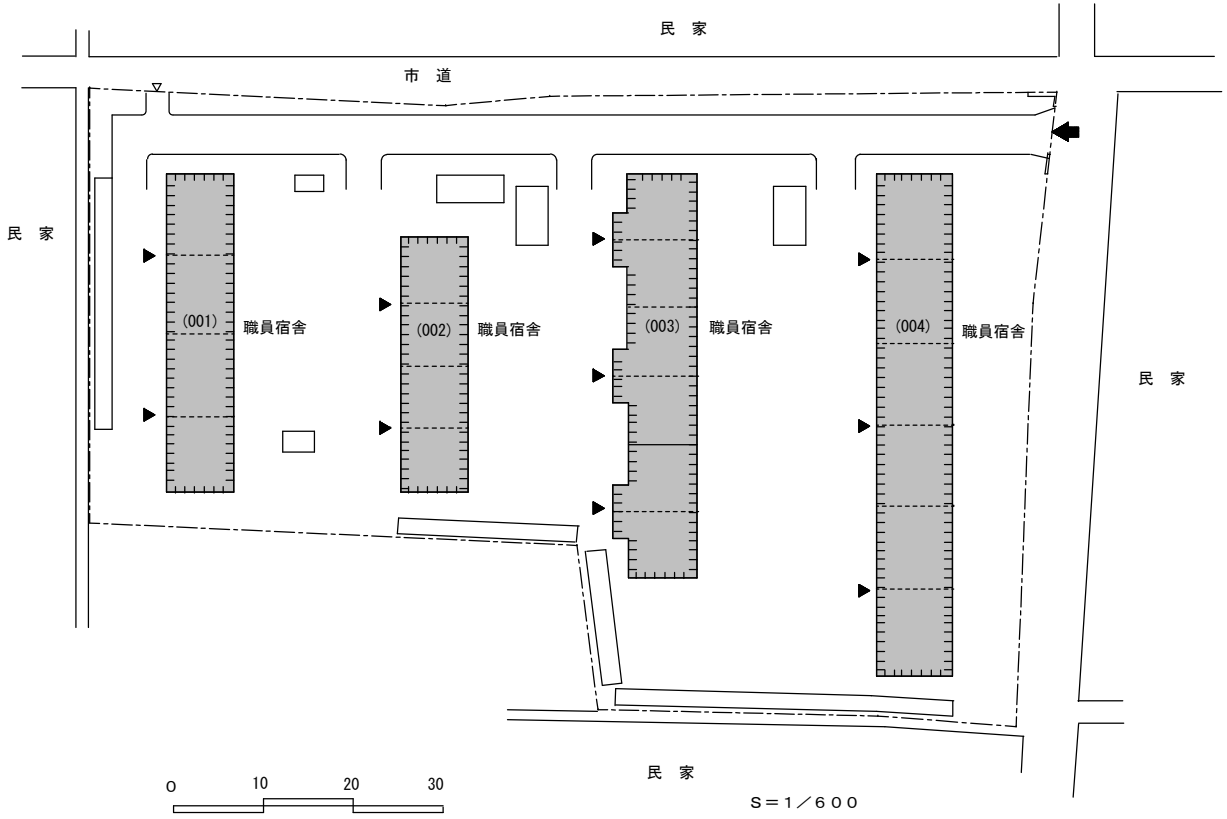

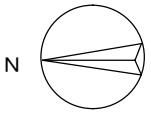

凡 例

点検対象建物

【 消 防 用 設 備 点 検 対 象 建 物 配 置 図 】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
職員宿舎	０１１	東長戸	愛媛県松山市東長戸４丁目３番１号	０３５２	愛媛大学	H23年度

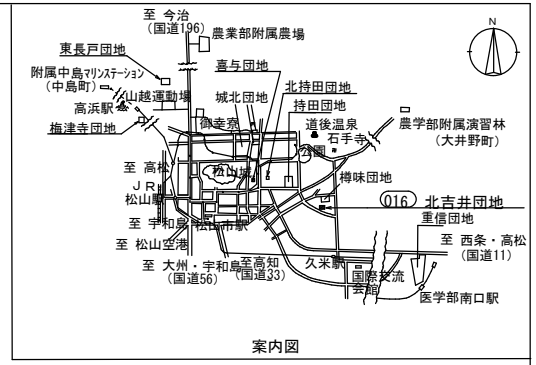

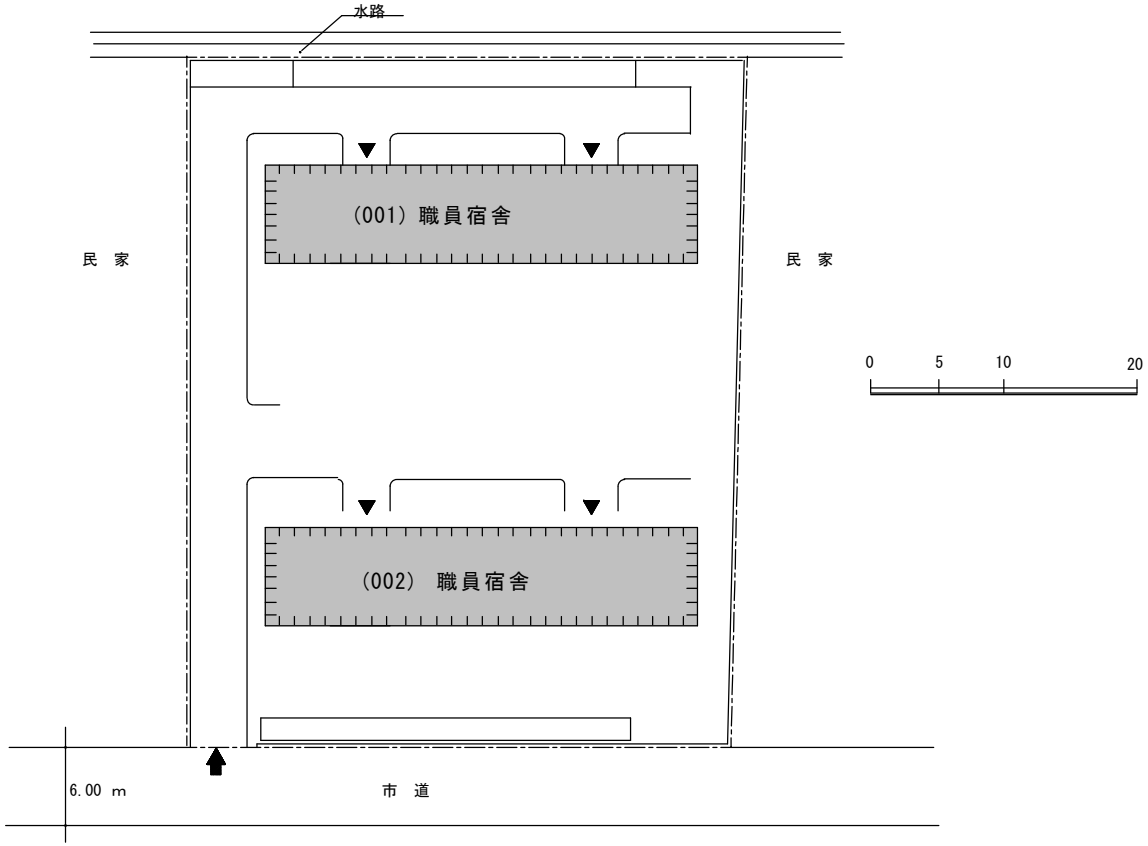

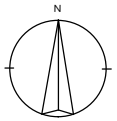

凡　例

点検対象建物

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
職員宿舎	０１６	北吉井	愛媛県松山市桑原２丁目９番８号	０３５２	愛媛大学	H23年度

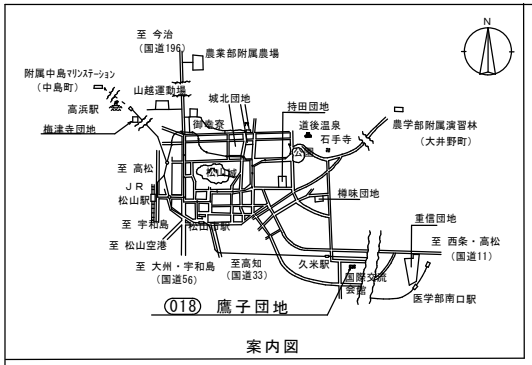

案内図

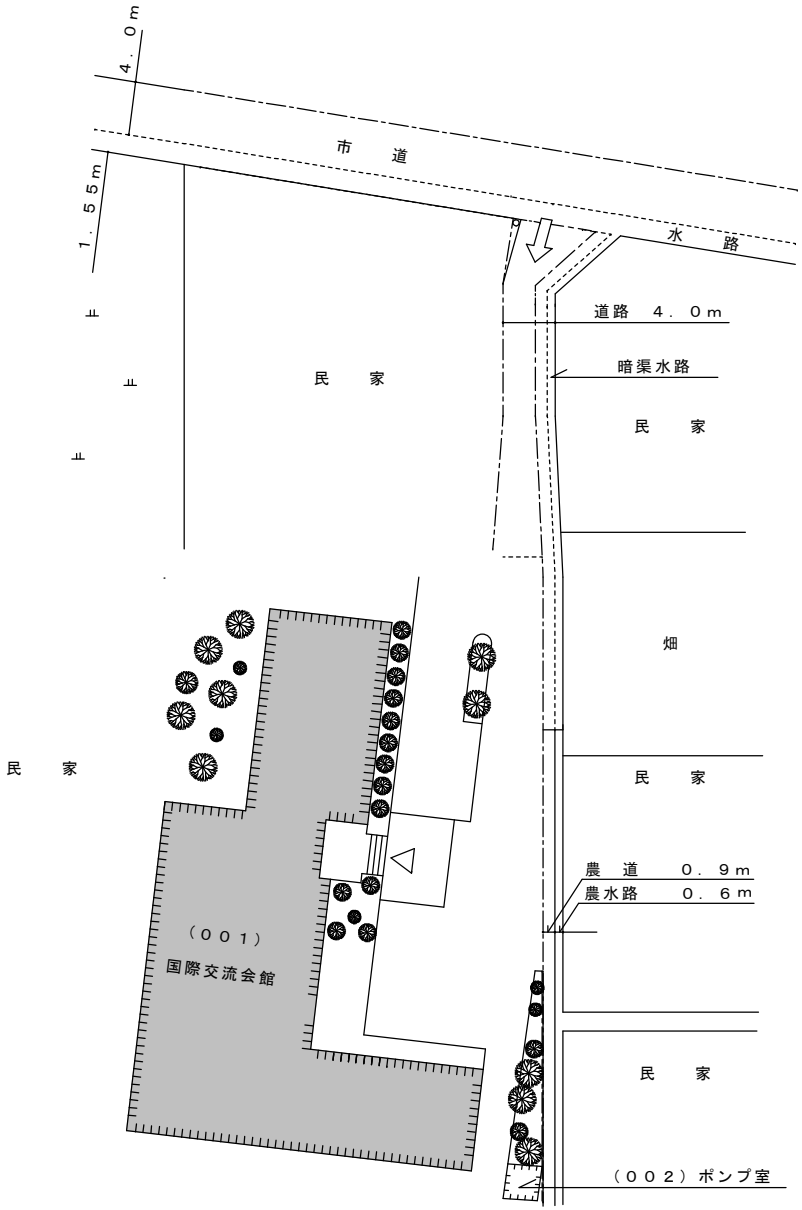

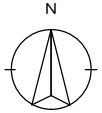

凡　例

点検対象建物

0　5　10　20M

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
国際交流会館	018	鷹子	愛媛県松山市鷹子町４０番地	0352	愛媛大学	H23年度

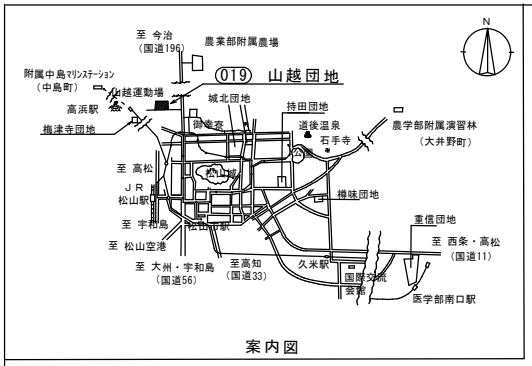

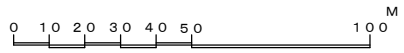

凡　例

点検対象建物

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
大学課外活動施設 屋外運動場附属施設	０１９	山　越	愛媛県松山市 山越４丁目１１番１０号	０３５２	愛　媛　大　学	H23年度

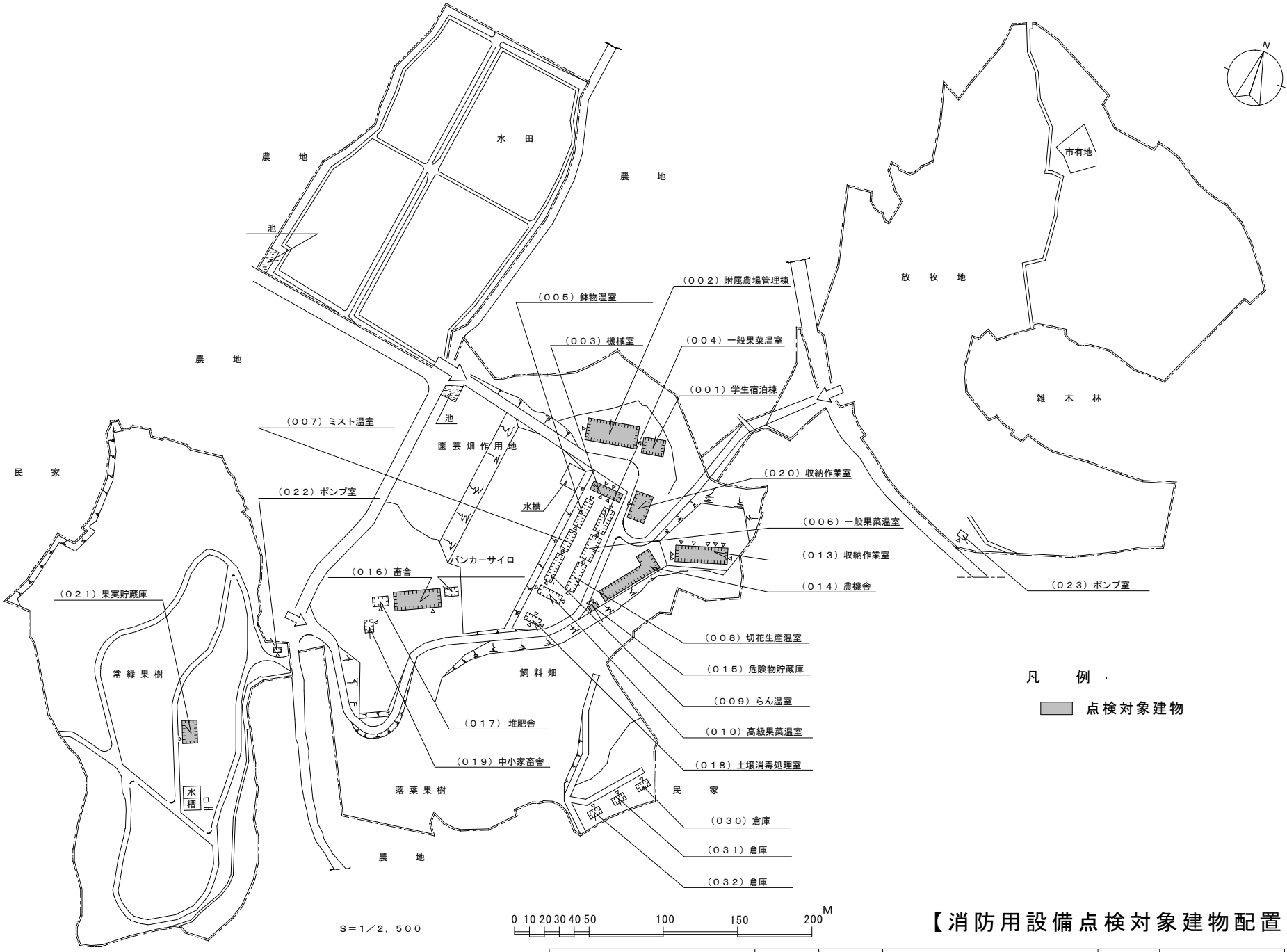

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
農学部附属農場，短期学生宿舎	０２５	北　条	松山市八反地甲４９８	０３５２	愛　媛　大　学	H24年度

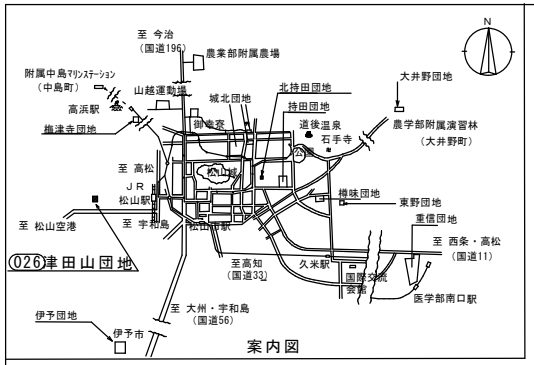

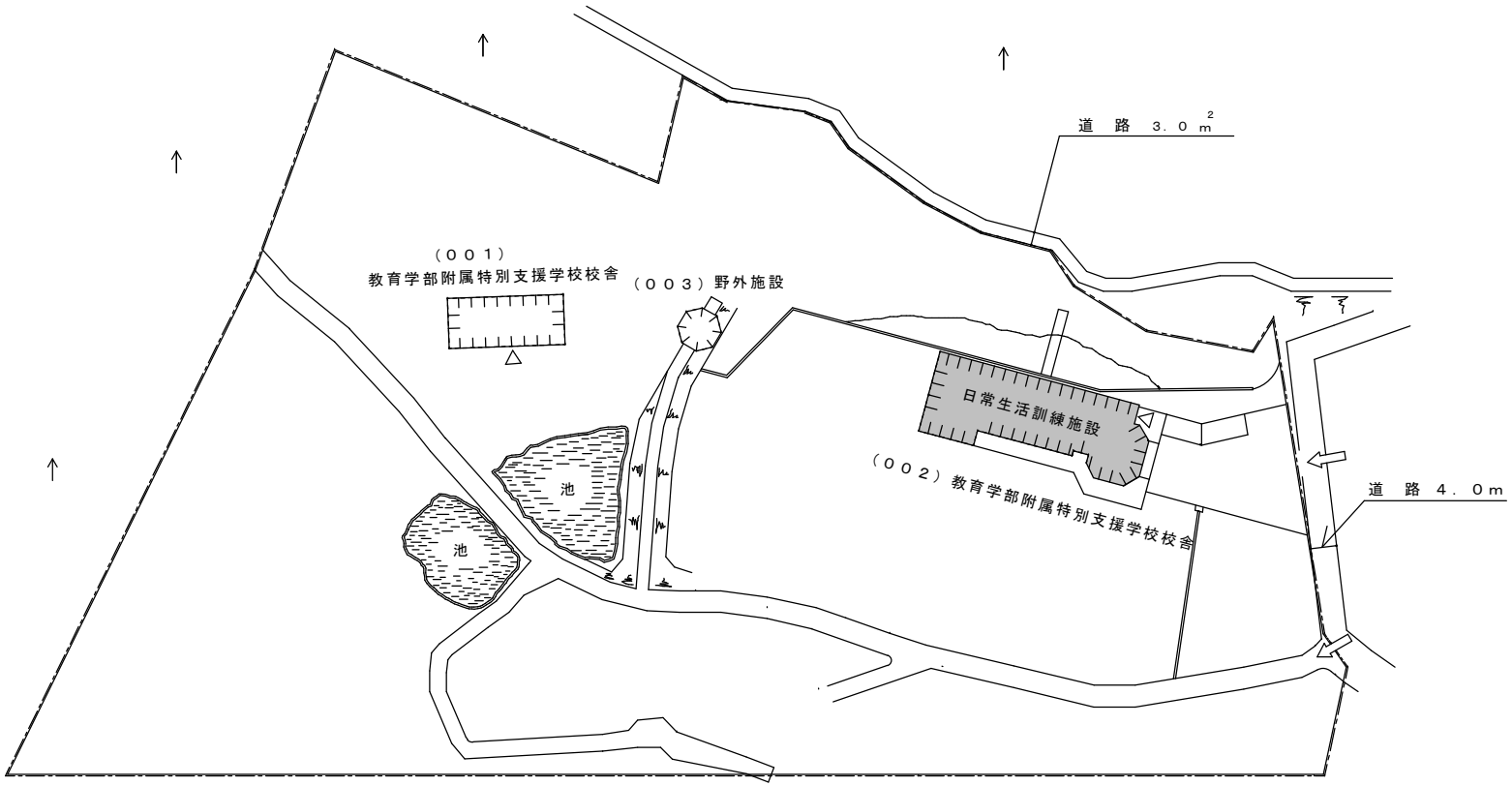

凡 例

点検対象建物

0 5 10 20 30 40 50M

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
附属特別支援学校校舎	026	津田山	愛媛県松山市北斎院町津田山	0352	愛媛大学	H23年度

案内図

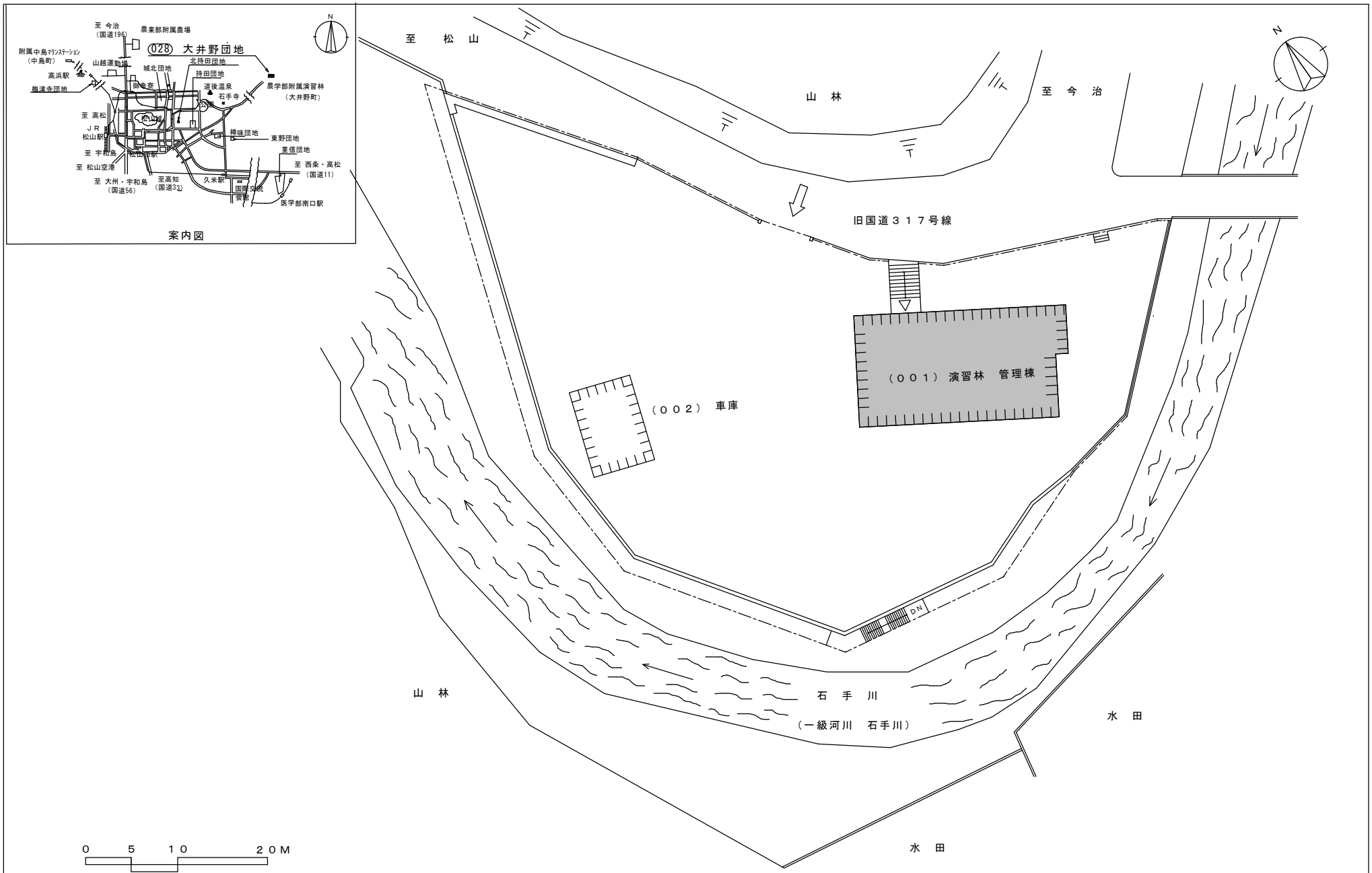

凡 例

点検対象建物

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
農学部附属演習林 短期学生宿舎	０２８	大井野	愛媛県松山市大井野町乙１４５番２	０３５２	愛 媛 大 学	H23年度

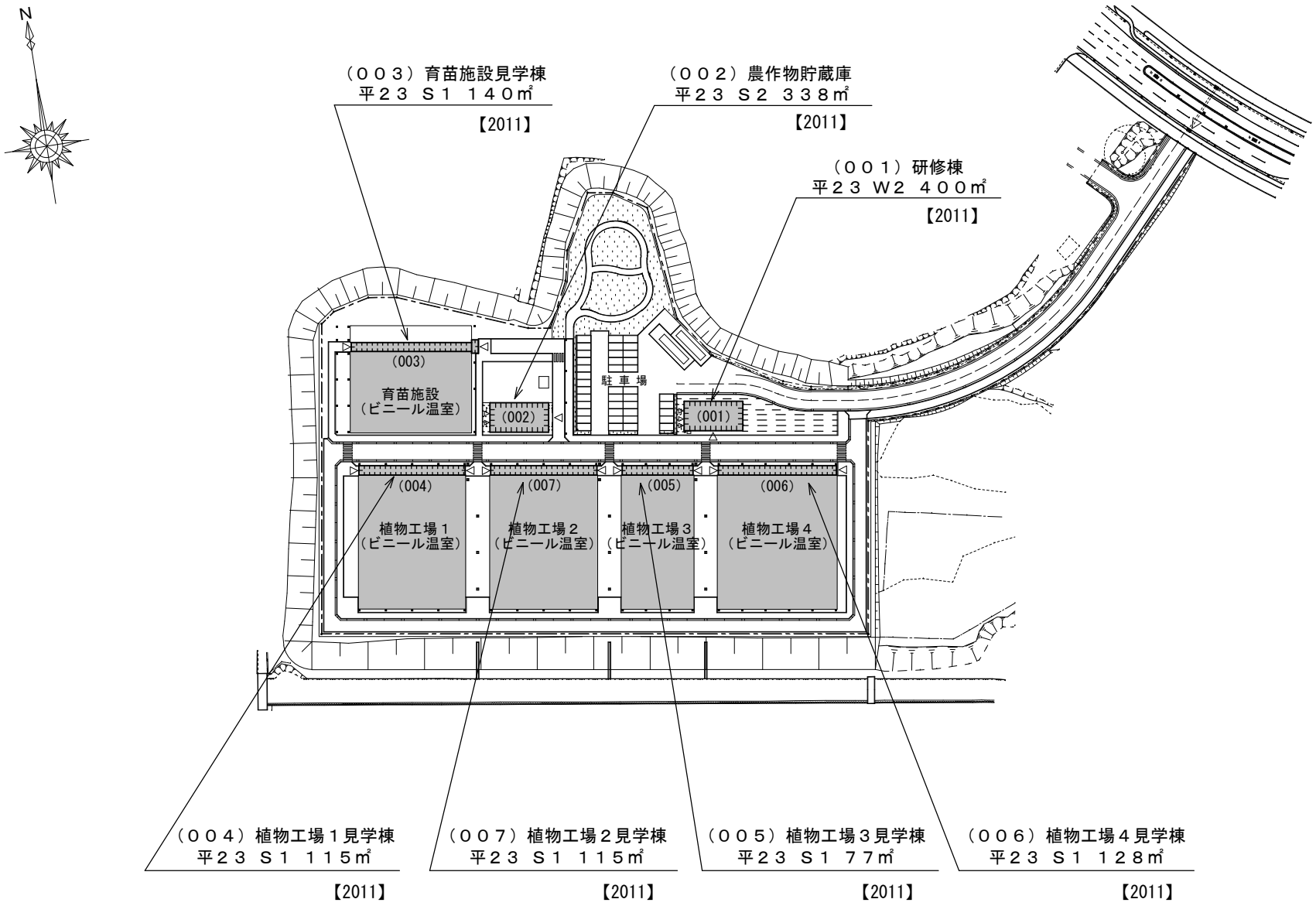

Ｓ＝１／２，０００

凡　例

点検対象建物

【消防用設備点検対象建物配置図】

学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
植物工場実証・展示・研修センター	１０７	宇和島	愛媛県宇和島市 津島町近家１６５３－１	０３５２	愛媛大学	H23年度

平成25年度 愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表

設備の種類	設備の内容	点検周期	単位		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
					城北	城北	城北	北吉井	北吉井	東長戸	東長戸	東長戸	東長戸	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	山越	山越	城北	城北	城北	御幸	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	津田山	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北
					本部												学生支援部		本部	学生支援部								本部	学生支援部					按分	学生支援機構	法文学部			教育学部											附属小学校					附属中学校							附属幼稚園		附属特別支援学校		理学部								
					0064	1109	0950・0951	0001	0002	0001	0002	0003	0004	0088	0089	0009	0083	0100	0008	0091	0133	0105	0001	0003	0002	0007	0132	－	0038	0056	0097	0136	0024	0031	0030	0103	0094	0035	0038	0022	0021	0093	0084	0135	0107	0020	0117	0082	0012	0008	0011	0010	0010	0007	0009	0044	0002	0005	0043	0003	0001	0045	0012	0013	0041	0002	0058	0092	0059	0122	0060	0057	0129
					管理棟	職員会館	守衛室・統合車庫	北吉井宿舎1棟	北吉井宿舎2棟	東長戸宿舎1棟	東長戸宿舎2棟	東長戸宿舎3棟	東長戸宿舎4棟	倉庫	廃液保管庫	城北事務センター1（売店含む）	大学会館	教育学生支援部倉庫	愛大ショップえみか	課外活動第1共用施設	課外活動第2共用施設	課外活動第3共用施設	合宿研修施設	更衣室	厩舎	南加記念ホール	校友会館	－	総合研究棟2（一生協）	第一体育館	第二体育館	第三体育館	愛大ミューズ	グリーンホール	共通教育講義棟	法文学部本館	法文学部2号館	法文学部講義棟	総合研究棟2（法文学部）	教育学部本館	教育学部2号館	教育学部3号館	教育学部4号館	陶芸・鋳造室	技術科実習棟	技術科実習棟	教育学部薬品庫	課外活動施設	倉庫	附属小学校センター棟（教育学部）	附属小学校本館	附属小学校校舎	附属小学校センター棟	附属小学校器具庫	附属小学校電気室・ボイラー室	ポンプ室	附属中学校本館	附属中学校音楽教室	附属中学校音楽教室	附属中学校体育館	附属中学校講堂	多目的室棟	附属幼稚園本館	附属幼稚園舎	附属特別支援学校	日常生活訓練施設	理学部本館	理学部2号館	理学部講義棟	理学部薬品庫	生物資源棟	車庫	岩石標本資料室
1)消火器具	粉末消火器	6M	本		26	10	6	7	9	9	9	13	13	1	2	8	17	4	2	3	3	5			2	4	5	57		8	9	8	36	2	12	28		13	17	27	24		13	1	3	3	1	1	4	5	3	19	8	6	3	2	1	29	2	1	2	7	3	3	3	14	3	32		3	2	3	2		
	加圧式	6M			26	10	6	7	9	9	9	13	13	1	2	9	17	4	2	3	2	4			1	3	4	55		9	9	8	36	2	12	28		13	17	27	24		13	2	3	3	2	1	4	5	4	18	8	6	3	2	2	27	2	2	2	7	3	3	4	15	3	32		3	2	3	2		
	粉末消火器	6M	本			1	1	1	1	1	1	2	2			2	1	1	1									4		1	1		5			3		1	1	3	2				2	1		1				1	2					3		1	2												
	加圧式（内部及び機能）	6M				1	1	1	1	1	1	2	2			1	1	1	1									6		1	1		5			3		1	1	3	2				1	1		1				1	2					3		1	1												
	粉末消火器	6M	本												1																																																													
	車載式	6M													1																																																																
	粉末消火器	6M	本												1																		

平成25年度 愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表

設備の種類	設備の内容	点検周期	単位	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	
				城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	宇和島	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	北条	北条	北条	北条	北条	北条	北条	北条	北条	大井野	鹿子	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	
				工学部												農学部																				連大	農学部	附属農場																																					
				038	096	080	117	123	048	045	098	114	039	131	124	005	003	059	002	001	069	008	070	065	054	025	068	006	012	077	080	082	083	084	－	053	063	055	064	072	075	073	076	002	001	003	013	014	015	020	016	021	001	001	034	119	038	038	118	120	104	112	121	125	128	137	
				総合研究棟２（工学部）	超高圧実験室	建設材料試験棟	工学部本館	工学部１号館	工学部２号館	工学部倉庫	工学部３号館	工学部４号館	工学部講義棟	工学実験実習棟	工学部５号館	農学部本館	農学部２号館	農学部３号館	大講義室	守衛室	拓製京	農業工学実験室	農学部会館	ＲＩ実験施設	植物工場研究センター実験棟	農学部実験室	温室	三料実験室	ユーカリ会館	環境産業研究施設	太陽光利用型植物工場Ａ	植物工場研究センター研究・研修棟	太陽光利用型植物工場Ｂ	太陽光利用型植物工場Ｃ	植物工場実証・展示・研修センター	附属高校校舎	附属高校実習室	附属高校体育館	体育更衣室	課外活動施設	附属高校校舎	連合農学研究科	総合科学研究支援センター（樽味ステーション）	附属農場管理棟	学生宿泊棟	機械室	収納作業室	農機舎	危険物貯蔵庫	収納作業室	畜舎	集実貯蔵庫	演習林管理棟	国際交流会館	図書館	総合情報メディアセンター	総合研究棟２（産学連携推進センター）	総合研究棟２（沿岸センター）	プロテオサイエンスセンター（城北ステーション）	ベンチャーサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	生物環境試料バンク	総合科学研究支援センター（城北ステーション）	総合研究棟１	社会連携推進機構	城北事務センター２	立体駐車場	合計
1）消火器具	粉末消火器	6M	本	29	1		30	48	54	2	25	19	9	11	59	54	22	12		1	12	3	7	2	4	2	1	3		7	7	7	1	82		12		1	2	14	9	15	8	2	3	4	5	2	2	2	2	13	13	50	15			4	9	9	14	70	5	2	26	1,408
	加圧式	6M		29	1	1	30	48	54	2	25	19	9	10	59	53	22	18		1	11	3	7	2	3	3	1	4		7	7	7	1	82		12		1	2	14	8	15	7	2	2	4	5	2	2	2	2	12	13	50	17			4	8	9	15	70	5	1	26	1,403
	粉末消火器	6M	本			1										3					1				1		1													1														1	2	11	3			2	1	1	9	1			100
	加圧式（内部及び機能）	6M												1		4		1			2				1						1	1	1							1														2	11	1			3	1	1	9	1	1		112
	粉末消火器	6M	本																																																																						1
	車載式	6M																																																																						2
	粉末消火器	6M	本																																																																						1
	車載式（内部及び機能）	6M																																																																								
	二酸化炭素消火器	6M	本					1																						1																																													2
	5型	6M						1																						1																																													2
	二酸化炭素消火器	6M	本					9	6		6				5	1														10											2																																			51
	5型（内部及び機能）	6M						9	6		6				5	1														10											2																																			51
	二酸化炭素消火器	6M	本	2												1																																																												3
	7型	6M														1																																																												1
	二酸化炭素消火器	6M	本	3			4	16	4		6				19	5			1																																																												78
	7型（内部及び機能）	6M		5			4	16	4		6				19	5			1																		

平成25年度 愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表

| 設備の種類 | 設備の内容 | 点検周期 | 単位 | 1 城北 | 2 城北 | 3 城北 | 4 北吉井 | 5 北吉井 | 6 東長戸 | 7 東長戸 | 8 東長戸 | 9 東長戸 | 10 城北 | 11 城北 | 12 城北 | 13 城北 | 14 城北 | 15 城北 | 16 城北 | 17 城北 | 18 城北 | 19 山越 | 20 山越 | 21 山越 | 22 城北 | 23 城北 | 24 御幸 | 25 城北 | 26 城北 | 27 城北 | 28 城北 | 29 城北 | 30 城北 | 31 城北 | 32 城北 | 33 城北 | 34 城北 | 35 城北 | 36 城北 | 37 城北 | 38 城北 | 39 城北 | 40 城北 | 41 城北 | 42 城北 | 43 城北 | 44 城北 | 45 城北 | 46 持田 | 47 持田 | 48 持田 | 49 持田 | 50 持田 | 51 持田 | 52 持田 | 53 持田 | 54 持田 | 55 持田 | 56 持田 | 57 持田 | 58 持田 | 59 持田 | 60 持田 | 61 持田 | 62 津田山 | 63 城北 | 64 城北 | 65 城北 | 66 城北 | 67 城北 | 68 城北 | 69 城北 |
|---|---|---

別添－2

平成25年度 愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表

| 設備の種類 | 設備の内容 | 点検周期 | 単位 | 70 城北 | 71 城北 | 72 城北 | 73 城北 | 74 城北 | 75 城北 | 76 城北 | 77 城北 | 78 城北 | 79 城北 | 80 城北 | 81 城北 | 82 樽味 | 83 樽味 | 84 樽味 | 85 樽味 | 86 樽味 | 87 樽味 | 88 樽味 | 89 樽味 | 90 樽味 | 91 樽味 | 92 樽味 | 93 樽味 | 94 樽味 | 95 樽味 | 96 樽味 | 97 樽味 | 98 樽味 | 99 樽味 | 100 樽味 | 101 宇和島 | 102 樽味 | 103 樽味 | 104 樽味 | 105 樽味 | 106 樽味 | 107 樽味 | 108 樽味 | 109 樽味 | 110 北条 | 111 北条 | 112 北条 | 113 北条 | 114 北条 | 115 北条 | 116 北条 | 117 北条 | 118 北条 | 119 大井野 | 120 鹿子 | 121 城北 | 122 城北 | 123 城北 | 124 城北 | 125 城北 | 126 城北 | 127 城北 | 128 城北 | 129 城北 | 130 城北 | 131 城北 | 132 城北 | |
|---|---|---

平成25年度 愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表

設備の種類	設備の内容	点検周期	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
				城北	城北	城北	北吉井	北吉井	東長戸	東長戸	東長戸	東長戸	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	山越	山越	山越	城北	城北	御幸	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	持田	津田山山	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北
				本部												学生支援部		本部	学生支援部							本部	学生支援部					按分	学生支援機構		法文学部				教育学部											附属小学校					附属中学校								附属幼稚園		附属特別支援学校		理学部							
				064	109	090・095・096	001	002	001	002	003	004	088	089	009	083	100	008	091	133	105	001	003	002	007	132	－	038	056	097	136	024	031	030	103	094	035	038	022	021	093	084	135	107	020	017	082	012	008	011	010	010	007	009	044	002	005	043	003	001	045	012	013	041	002	058	092	059	122	060	057	129
				管理棟	職員会館	守衛室・統合車庫	北吉井宿舎１棟	北吉井宿舎２棟	東長戸宿舎１棟	東長戸宿舎２棟	東長戸宿舎３棟	東長戸宿舎４棟	倉庫	廃液保管庫	城北事務センター１（売店含む）	大学会館	教育学生支援部倉庫	愛大ショップえみか	課外活動第１共用施設	課外活動第２共用施設	課外活動第３共用施設	合宿研修施設	更衣室	厩舎	南加記念ホール	校友会館	御幸寮	総合研究棟２（生協）	第一体育館	第二体育館	第三体育館	愛大ミューズ	グリーンホール	共通教育講義棟	法文学部本館	法文学部２号館	法文学部講義棟	総合研究棟２（法文学部）	教育学部本館	教育学部２号館	教育学部３号館	教育学部４号館	陶芸・鋳造室	技術科実習棟	技術科実習棟	教育学部薬品庫	課外活動施設	倉庫	附属小学校（教育学部）	附属小学校本館	附属小学校校舎	附属小学校センター棟	附属小学校器具庫	附属小学校電気室・ボイラー室	ポンプ室	附属中学校本館	附属中学校音楽教室	附属中学校体育館	附属中学校講堂	多目的室棟	附属幼稚園本館	附属幼稚園園舎	附属特別支援学校	日常生活訓練施設	理学部本館	理学部２号館	理学部講義棟	理学部薬品庫	生物資源棟	車庫	岩石標本資料室
12）不活性ガス消火設備（IG541）	イナージェンガス容器	6M 1Y	本																																																																															
	容器弁開放器	6M 1Y	個																																																																																						
	起動用小容器	6M 1Y	本																																																																																						
	制御盤	6M 1Y	面																																																																																						
	表示盤	6M 1Y	面																																																																																						
	電源装置	6M 1Y	式																																																																																						
	蓄電池設備	6M 1Y	式																																																																																					
	ダンパー	6M 1Y	台																																																																																					
	選択弁	6M 1Y	個																																																																																					
	表示灯	6M 1Y	個																																																																																				
	ヘッド	6M 1Y	個																																																																																					
	音響装置	6M 1Y	個																																																																																					
	手動起動装置	6M 1Y	個																																																																																				
	煙感知器	6M 1Y	個																																																																																				
	定温式スポット型感知器	6M 1Y	個																																																																																			
	作動試験	6M 1Y	式																																																																																			
	放出試験費	一 1Y	式																																																																																		
13）非常通報装置	非常通報装置	6M 1Y	個		1 1																1 1																																																															
14）移動式粉末消火設備	移動式粉末消火設備	6M 1Y	個																								1 1																																																													

平成25年度 愛媛大学城北団地外消防設備保守点検設備表

設備の種類	設備の内容	点検周期	単位		70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	
					城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	宇和島	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	樽味	北条	北条	北条	北条	北条	北条	北条	北条	北条	大井野	重子	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	城北	
					工学部												農学部																			附属高校						連大	農学部	附属農場									演習林	国際連携	按分										本部	
					038	096	080	117	123	048	045	098	114	039	131	124	005	003	059	002	001	069	008	070	065	054	025	068	006	012	077	080	082	083	084	－	053	063	055	064	072	075	073	076	002	001	003	013	014	015	020	016	021	001	001	034	119	038	038	118	120	104	112	121	125	128	137	
					総合研究棟２（工学部）	超高圧実験室	建設材料試験棟	工学部本館	工学部１号館	工学部２号館	工学部倉庫	工学部３号館	工学部４号館	工学部講義棟	工学実験実習棟	工学部５号館	農学部本館	農学部２号館	農学部３号館	大講義室	守衛室	拓翠寮	農業工学実験室	農学部会館	ＲＩ実験施設	植物工場研究センター実験棟	農学部実験室	温室	三科実験室	ユーカリ会館	環境産業研究施設	太陽光利用型植物工場Ａ	植物工場研究センター研究・研修棟	太陽光利用型植物工場Ｂ	太陽光利用型植物工場Ｃ	植物工場実証・展示・研修センター	附属高校校舎	附属高校実習室	附属高校体育館	体育更衣室	課外活動施設	附属高校校舎	連合農学研究科	総合科学研究支援センター（樽味ステーション）	附属農場管理棟	学生宿泊棟	機械室	収納作業室	農機舎	危険物貯蔵庫	収納作業室	畜舎	果実貯蔵庫	演習林管理棟	国際交流会館	図書館	総合情報メディアセンター	総合連携推進センター	総合研究棟２（産学連携プロトオフィス）	総合研究棟２（沿岸センター）	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（城北ステーション）	生物環境試料バンク	総合科学研究支援センター（城北ステーション）	総合研究棟１	社会連携推進機構	城北事務センター２	立体駐車場	合　計
12）不活性ガス消火設備（IG541）	イナージェンガス容器	6M 1Y	本																											6 6																																				6 6
	容器弁開放器	6M 1Y	個																											6 6																																				6 6
	起動用小容器	6M 1Y	本																											3 3																																				3 3
	制御盤	6M 1Y	面																											1 1																																				1 1
	表示盤	6M 1Y	面																											1 1																																				1 1
	電源装置	6M 1Y	式																											1 1																																				1 1
	蓄電池設備	6M 1Y	式																											1 1																																				1 1
	ダンパー	6M 1Y	台																											4 4																																				4 4
	選択弁	6M 1Y	個																											3 3																																				3 3
	表示灯	6M 1Y	個																											7 7																																				7 7
	ヘッド	6M 1Y	個																											10 10																																				10 10
	音響装置	6M 1Y	個																											4 4																																				4 4
	手動起動装置	6M 1Y	個																											3 3																																				3 3
	煙感知器	6M 1Y	個																											3 3																																				3 3
	定温式スポット型感知器	6M 1Y	個																											6 6																																				6 6
	作動試験	6M 1Y	式																											1 1																																				1 1
	放出試験費	一 1Y	式																											1																																				1
13）非常通報装置	非常通報装置	6M 1Y	個																																																																						2 2
14）移動式粉末消火設備	移動式粉末消火設備	6M 1Y	個																																																																	25 25	26 26

防災管理対象物一覧表（城北キャンパス）

No	城北キャンパス自衛消防組織	防火・防災対象物の建物名称	階数	建物No	数量(㎡)	収容人員（人）	内職員収容（人）	建物の用途区分	設置年月日
1	本部隊	守衛室	2	85	158.00	4	4	「守衛室・(15)項」	S53.3.30
2		統合車庫	1	90	366.70	6	6	「自動車車庫・(13)項イ」	S54.2.5
3		校友会館	2	132	1,035.70	229	9	「大学・(7)項」	H22.3.30
4		愛大ショップえみか	1	8	341.25	10	0	「大学・(7)項」	S38.3.25
5		廃液保管庫	1	89	110.40	0	0	「大学・(7)項」	S54.2.28
6		廃棄物倉庫	1	88	36.39	0	0	「大学・(7)項」	S53.10.31
7		立体駐車場	2	137	4,434.80	0	0	「自動車車庫・(13)項イ」	H25.3.29
8	図書館等地区隊	ﾌﾟｰﾙ更衣室	1	55	138.70	40	0	「大学・(7)項」	S44.3.28
9		第一体育館	2	56	2,259.74	240	0	「大学・(7)項」	S43.3.8
10		課外活動施設	2	82	174.08	280	0	「大学・(7)項」	S52.3.31
11		大学会館	3	83	3,291.53	1,064	0	「大学・(7)項」	S53.3.25
12		第二体育館	2	97	1,881.53	160	0	「大学・(7)項」	S56.3.16
13		教育学生支援部倉庫	2	100	183.07	20	0	「大学・(7)項」	S56.3.25
14		弓道場	1	102	131.40	40	0	「大学・(7)項」	S57.3.25
15		課外活動第3共用施設	2	105	1,048.64	1,825	0	「大学・(7)項」	S58.1.31
16		第三体育館	2	136	1,630.38	192	0	「大学・(7)項」	H24.5.8
17		城北事務センター	2	9	1,282.89	28	28	「大学・(7)項」	H12.3.31
18		城北事務センター2	1	128	198.74	16	16	「事務所・(15)項」	H17.3.30
19		愛大ミューズ	3	24	9,060.82	1,635	83	「大学・(7)項」	S27.3.31
20		共通教育講義棟	5	30	3,710.98	2,086	0	「大学・(7)項」	S41.3.29
21		グリーンホール	1	31	381.35	288	0	「大学・(7)項」	S41.3.29
22		南加記念ホール	1	7	471.20	256	0	「大学・(7)項」	S29.12.20
23		図書館	6	34	8,740.10	721	98	「大学・(7)項」	S39.3.31
24	法文学部地区隊	法文学部講義棟	4	35	1,886.91	887	11	「大学・(7)項」	S43.3.26
25		法文学部2号館	4	94	923.80	409	9	「大学・(7)項」	S55.7.31
26		法文学部本館	8	103	5,621.14	891	65	「大学・(7)項」	S58.3.16
27	教育学部地区隊	陶芸室・鋳造室	1	135	112.43	25	1	「大学・(7)項」	H24.3.23
28		教育学部薬品庫	1	17	13.10	0	0	「大学・(7)項」	S46.12.15
29		教育学部技術科実習棟	1	20	486.86	92	6	「大学・(7)項」	S42.3.28
30		教育学部2号館	5	21	6,126.10	1,640	37	「大学・(7)項」	S44.9.26
31		教育学部本館	4	22	4,958.16	1,053	40	「大学・(7)項」	S40.3.26
32		教育学部石工室	1	79	32.08	7	1	「大学・(7)項」	S51.3.26
33		教育学部4号館	4	84	2,531.37	551	13	「大学・(7)項」	S53.3.25
34		教育学部3号館	6	93	2,902.68	565	19	「大学・(7)項」	S55.3.28
35		教育学部技術科実習室	1	107	91.05	15	2	「大学・(7)項」	S59.3.23
36	文京2番地区隊	理学部本館	5	58	8,732.86	774	84	「大学・(7)項」	S45.10.26
37		理学部講義棟	3	59	813.96	648	0	「大学・(7)項」	S45.10.26
38		理学部生物資源棟	2	60	140.00	50	1	「大学・(7)項」	S45.10.26
39		理学部2号館	4	92	1,672.32	336	17	「大学・(7)項」	S54.9.26
40		総合研究棟1	B1～7	121	9,223.86	1,108	45	「大学・(7)項」	H15.2.21
41		理学部薬品庫	1	122	18.00	0	0	「大学・(7)項」	H14.4.30
42		総合科学研究支援ｾﾝﾀｰ（城北）	3	112	1,034.79	115	5	「大学・(7)項」	S60.7.2
43		超高圧実験室	1	87	55.00	8	1	「大学・(7)項」	S53.8.30
44	工学部地区隊	総合研究棟2	4	38	9,289.68	2,266	126	「大学・(7)項」	S38.3.20
45		工学部講義棟	4	39	2,652.07	1,256	14	「大学・(7)項」	H17.3.28
46		工学実験実習棟	2	131	1,308.25	214	41	「大学・(7)項」	S22.2.19
47		工学部機械系共同実験室	1	46	122.39	7	7	「大学・(7)項」	S40.3.26
48		工学部港湾実験室	1	47	150.44	2	2	「大学・(7)項」	S41.3.30
49		工学部2号館	6	48	8,364.58	871	58	「大学・(7)項」	S46.3.18
50		工学部3号館	5	98	2,327.83	213	12	「大学・(7)項」	S56.3.10
51		工学部危険物貯蔵庫	1	111	33.78	1	1	「大学・(7)項」	S60.1.21
52		工学部4号館	8	114	3,672.80	657	12	「大学・(7)項」	H2.3.31
53		工学部5号館	11	124	7,950.52	514	38	「大学・(7)項」	H13.1.24
54		工学部本館・1号館	8	117・123	10,437.02	894	70	「大学・(7)項」	H8.6.26
55		建設材料試験棟	1	80	137.98	25	5	「大学・(7)項」	S52.3.10
56		超高圧実験室（地球深部）	1	96	125.00	8	1	「大学・(7)項」	S56.2.20
57	総合情報ﾒﾃﾞｨｱｾﾝﾀｰ地区隊	総合情報ﾒﾃﾞｨｱｾﾝﾀｰ	4	119	3,671.03	850	23	「大学・(7)項」	H12.2.18
58	社会連携推進機構地区隊	ﾍﾞﾝﾁｬｰﾋﾞｼﾞﾈｽﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ	B1～4	120	1,521.55	120	33	「大学・(7)項」	H13.3.23
59		生物環境試料ﾊﾞﾝｸ（沿岸）	3	104	835.30	34	2	「大学・(7)項」	S57.11.26
60		プロテオサイエンスセンター	3	118	1,129.88	124	67	「大学・(7)項」	H8.10.31
61		社会連携推進機構	3	125	1,136.25	48	48	「大学・(7)項」	H16.3.15

防災管理対象物一覧表（樽味キャンパス）

No	樽味キャンパス自衛消防組織	建物名称	階数	建物No	数量(㎡)	収容人員（人）	内職員収容（人）	建物の用途区分	設置年月日
1	農学部自衛消防団	農学部本館	B1～6	5	12,305.30	1,082	136	「大学・(7)項」	S41.3.25
2		農学部2号館	B1～4	3	3,528.50	798	3	「大学・(7)項」	S41.3.25
3		農学部3号館	5	59	3,096.14	508	138	「大学・(7)項」	S52.4.11
4		大講義室	2	2	311.48	216	0	「大学・(7)項」	S43.11.30
5		拓翠寮	4	69	995.26	50	0	「大学・(5)項」	S55.7.29
6		農業工学実験室	1	8	241.00	58	6	「大学・(7)項」	S43
7		農学部会館	2	70	940.71	284	20	「大学・(7)項」	S56.8.12
8		R・I実験施設	1	65	278.28	0	0	「大学・(7)項」	S54.4.24
9		制御化農業実験実習棟	1	54	743.23	120	35	「大学・(7)項」	S49.12.12
10		農学部実験室	1	25	373.02	67	8	「大学・(7)項」	S46.11.30
11		三科実験室	3	6	480.71	93	11	「大学・(7)項」	S34
12		ユーカリ会館	2	12	576.96	19	16	「大学・(7)項」	S38
13		連合農学研究科	4	73	1,366.88	167	5	「大学・(7)項」	S63.7.4
14		総合科学研究支援ｾﾝﾀｰ（樽味）	B1～4	76	1,759.29	636	100	「大学・(7)項」	H12.3.27
15		附属高等学校1・2棟	4	53	5,230.49	417	40	「高等学校・(7)項」	S49.3
16		附属高等学校3棟（附属学校実	3	63	3,321.09	417	40	「高等学校・(7)項」	S53.3.30
17		附属高等学校4棟	6	75	2,847.68	417	40	「高等学校・(7)項」	H12.3.27
18		附属高等学校　体育館	1	55	1,328.13	417	40	「高等学校・(7)項」	S51.3.10
19		附属高等学校　体育更衣室	1	64	149.74	100	0	「高等学校・(7)項」	S54.3.20
20		附属高等学校　課外活動施設	2	72	174.58	100	0	「高等学校・(7)項」	S54.3.20
21		環境産業研究施設　三浦記念館	3	77	1,958.10	179	60	「大学・(7)項」	H14.9.17
22		研究温室（植物工場A）	1	80	534.51	32	9	「大学・(7)項」	H20.3.11
23		知的植物工場基盤技術研究セン	2	82	685.04	32	9	「大学・(7)項」	H23.3.22
24		温室（植物工場B）	1	83	1,290.01	32	9	「大学・(7)項」	H23.3.22
25		温室（植物工場C）	1	84	159.18	32	9	「大学・(7)項」	S58.3.22
26		附属高等学校畜舎	1	85	159.18	10	1	「高等学校・(7)項」	H23.3.29

愛媛大学城北キャンパスにおける備品の転倒等防止措置基準

平成２４年６月１４日
制　　定

愛媛大学城北キャンパス消防計画第８条第５号及び第９号に定める業務については、この基準に基づき行うものとする。

第１条　この基準は、火災及び火災以外の災害（消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４５条に定めるものをいう。以下「地震等」という。）時におけるロッカー等の備品（以下「備品」という。）の転倒等による危険性の回避及び避難経路の確保を目的とする。

第２条　原則として、廊下、階段、踊り場、ホールその他共用部分については、備品を設置し、又は可燃物の保管・放置をしない。

第３条　居室内の備品については、原則として固定又は撤去（以下「固定等」という。）を行うものとする。ただし、腰高のものや極めて軽量で移動が容易なもの等、転倒時に想定される危険性が低いもの（出入口付近等避難経路となる部分に設置されたものを除く。）については、この限りでない。

第４条　倉庫等、教職員・学生等が日常的に相当程度滞在することが想定されない場所の備品については、固定等を要しない。ただし、出入口付近等の避難経路となる部分に設置された備品については、地震等の際の迅速な避難の妨げとならないよう、固定等に努めるものとする。

第５条　おおむね一年以内の配置替えが想定される備品についても、転倒等防止措置を要する。ただし、簡易な措置を可とする。

第６条　固定については、人力にて揺れ動かない程度の強度を有する状態となるように行う。ただし、転倒のおそれが全くないものについては、固定等を要しない。

第７条　建物又は備品の構造上、やむを得ない事由により前条の規定に基づく固定を行うことができない場合は、その他取り得る転倒等防止措置を取るものとする。

第８条　転倒等防止措置は、原則として当該備品を使用する部局の経費負担にて行うものとする。

第９条　これらの基準により難い特別の事情がある場合は、財務企画課に協議の上、対応する。

附　則

この基準の施行日前日において、防災管理点検において防災管理点検資格者より適当とされた転倒等防止措置済の箇所については、この基準により措置されたものとみなす。

愛媛大学樽味キャンパスにおける備品の転倒等防止措置基準

平成２４年９月１３日
制　　定

愛媛大学農学部消防計画第７条第５号及び第９号に定める業務については，この基準に基づき行うものとする。

第１条　この基準は，火災及び火災以外の災害（消防法施行令（昭和３６年政令第３７号）第４５条に定めるものをいう。以下「地震等」という。）時におけるロッカー・書庫等（以下「備品」という。）の転倒等による危険性の回避及び避難経路の確保を目的とする。

第２条 原則として，廊下，階段，踊り場，ホールその他共用部分については，備品の設置，又は可燃物の保管・放置をしない。

第３条　居室内の備品については，原則として固定を行うものとする。ただし，腰高のものや極めて軽量で移動が容易なもの等，転倒時に想定される危険性が低いもの（出入口付近等避難経路となる部分に設置されたものを除く。）については，この限りでない。

第４条　倉庫等，教職員・学生等が日常的に相当程度滞在することが想定されない場所の備品については，固定等を要しない。ただし，出入口付近等の避難経路となる部分に設置された備品については，地震等の際の迅速な避難の妨げとならないよう，固定等に努めるものとする。

第５条　おおむね１年以内の配置替えが想定される備品についても，転倒等防止措置を要する。ただし，簡易な措置を可とする。

第６条　固定については，人力にて揺れ動かない程度の強度を有する状態となるように行う。ただし，転倒のおそれが全くないものについては，固定等を要しない。

第７条　建物又は備品の構造上，やむを得ない事由により前条の規定に基づく固定を行うことができない場合は，その他取り得る転倒等防止措置を取るものとする。

第８条　転倒等防止措置は，原則として当該備品を使用する部局の経費負担にて行うものとする。

別添－５

文教施設保全業務標準仕様書

－抜粋－

平成２０年版

文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官

第１編　一般共通事項

第１章　一 般 事 項

第１節　一 般 事 項

1.1.1
適　　用

(1) 本標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、室内環境測定及び緑地管理に関する業務に適用する。

(2) 標準仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行するものとする。

(3) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番のとおりとし、これにより難い場合は、1.1.4「疑義に対する協議等」による。

(a) 契約書
(b) 特記仕様書（図面、機器表等を含む。）
(c) 標準仕様書

1.1.2
用 語 の 定 義

標準仕様書において用いる用語の定義は、次によるほか、各編の用語の定義による。

(1)「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。

(2)「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の責任者をいう。

(3)「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。

(4)「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。

(5)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。

(6)「施設管理担当者に報告」とは、受注者等が施設管理担当者に必要な事項を書面により伝えることをいう。

(7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。

(8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を書面によって示すことをいう。

(9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(10)「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受注者等が実施した結果等について、提出された資料に基づき、施設管理担当者が契約図書との適否を確認することをいう。
(11)「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議、検査を行うため、施設管理担当者がその場に臨むことをいう。
(12)「特記」とは、本編1.1.1「適用」の（3）の（a）及び（b）に指定された事項をいう。
(13)「書面」とは、発行年月日を記載し、署名又は捺印された文書をいう。
(14)「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認又は、毎月の支払い請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。
(15)「作業」とは、標準仕様書及び特記で定める建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、室内環境測定及び緑地管理に関する業務に当たることをいう。
(16)「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
(17)「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
(18)「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
(19)「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及びシーズンオフ点検を含めていう。
(20)「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。
(21)「日常点検」とは、目視、聴音、接触等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。
(22)「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
(23)「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

1.1.3 受注者の負担の範囲

(1) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り、受注者の負担とする。
(2) 点検に必要な工具、計測機器の機材は、設備機器に付属して設置され

	ているものを除き、受注者の負担とする。 (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、各編に定める支給材料を除く。
1.1.4 疑義に対する協議等	(1) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の状況等の関係で契約図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、施設管理担当者と協議する。 (2) (1)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者の協議による。 (3) (1)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「業務の記録」(1)による。
1.1.5 報告書等の書式	報告書等の書式(提出部数を含む) は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。
1.1.6 関係法令等の遵守	業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
1.1.7 契約図書等の取扱い	契約図書及び業務関係図書を、業務の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩しない。ただし、これらの契約図書等が市販されている場合又は施設管理担当者の承諾を受けた場合はこの限りでない。
1.1.8 受注者の責任	受注者は、業務の履行に係る業務責任者及び業務担当者による業務の行為について一切の責任を負う。

第２節　業務関係図書

1.2.1 業務計画書	(1) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。 (2) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受注者は業務関係者の労務管理について適切に行うように計画する。 (3) 業務計画書の内容を変更する必要が生じた場合、施設管理担当者の承諾を受けるとともに、業務に支障がないように適切な措置を講ずる。

1.2.2
作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1.2.3
貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1.2.4
業務の記録

(1) 施設管理担当者と協議した結果について記録を整備する。
(2) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者と協議の上、省略することができる。
(3) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。
(4) (1)から(3)の記録について、施設管理担当者より請求されたときは、提出又は提示する。

第３節　業務現場管理

1.3.1
業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1.3.2
業務責任者

(1) 受注者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
(2) 業務責任者は、業務担当者に業務目的、作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
(3) 業務責任者は、業務内容に応じて必要な経験、知識、技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1.3.3
業務条件

(1) 業務を行う日及び時間は、特記による。
(2) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.3.4
電気工作物の保安業務

(1)「電気事業法」による事業用電気工作物の維持及び運用の保安に関する事項に係る業務は、特記による。
(2) (1)の実施に当たり、受注者等は、同法令に従い、電気工作物の保安体制を確立する。

(3) (1)に係る業務を実施する場合には、発注者が定める事業用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に従うものとし、電気主任技術者の監督下において、保安の確保に努める。

1.3.5
環境衛生管理体制

(1)「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。
(2) 建築物環境衛生管理技術者は、同法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。
(3) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。

1.3.6
業務の安全衛生管理

(1) 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
(2) 業務の実施に際し、アスベスト又はＰＣＢの使用を確認した場合は、施設管理担当者に報告する。

1.3.7
危険防止の措置等

(1) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存在する場合又は立ち入るおそれがある場合は、危険防止に必要な措置をとる。
(2) 業務場所においては、常に整理整頓を行い、火災、盗難その他の事故等の防止に努める。

1.3.8
災害及び公害の防止

業務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令等に従い適切に処置するとともに、特に次の事項を守らなければならない。
(1) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
(2) 公害の防止に努める。
(3) 業務範囲において災害及び公害の発生のおそれがあると判断した場合は、速やかに施設管理担当者と協議する。

1.3.9
災害時の安全確保

災害又は事故等が発生した場合は、人命の安全確保を優先させるとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を直ちに施設管理担当者に報告する。

1.3.10
火気の取扱い

作業等に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

1.3.11
喫煙場所

業務関係者の喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認する。

1.3.12
出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

1.3.13 養　　生	業務の履行に当たり、既存の施設を損傷し、又は支障を及ぼさないように事前に必要な養生を行う。また、汚染又は損傷を与えた場合は速やかに施設管理担当者に報告し、その指示により原状に復する。

第４節　業務の実施

1.4.1 業務担当者	(1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。 (2) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行う。
1.4.2 代替要員	業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。
1.4.3 服装等	(1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。 (2) 業務関係者は、名札又は腕章を着けて業務を行う。
1.4.4 別契約の業務等	(1) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。 (2) 業務の実施にあたり別契約の関連業務がある場合は、施設管理担当者の監督下において、別契約の業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。
1.4.5 行事等への立会い	防災訓練等の業務実施施設において開催される行事等への立会いの要否は、特記による。
1.4.6 施設管理担当者の立会い	(1) 次の場合は、施設管理担当者の立会いを受ける。 (a) 契約図書に定められた場合 (b) 施設管理担当者が指示した場合 (c) 受注者等の申し出により、施設管理担当者が必要と認めた場合 (2) 施設管理担当者の立会いが指定されている場合は、適切な時期に施設管理担当者に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について施設管理担当者の指示を受ける。
1.4.7 試験器及び工具等	測定及び試験に使用する器具は校正された適正なものを使用し、測定の目的、内容等に合った方法、条件等を考慮し、測定を行う。

1.4.8
点検後の処置

点検終了後は、電源、電圧の確認、弁類及びスイッチ類の位置並びに格納状態等を再度確認することにより必ず適正な状態に復元する。

1.4.9
業務の報告

(1) 業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告書を作成し、施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。
(2) 点検及び保守の結果、機能に異常がある場合又は劣化がある場合は、とるべき必要な措置を報告書に記載し、施設管理担当者に提出する。

第５節　業務に伴う廃棄物の処理等

1.5.1
廃棄物の処理

(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受注者の負担とする。
(2) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。なお、引渡しを要するものと指定されたものは、調書を作成して施設管理担当者に提出する。

1.5.2
産業廃棄物等

(1) 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェストの交付を経て適切に処理する。
(2) 特別管理産業廃棄物は、人の健康や生活環境に被害を生じるおそれが多いため、その取扱いや処理方法等を定めた法律等を遵守して、適切に処理する。

第６節　業務の検査

1.6.1
業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは、次の書類を用意し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。
(1) 契約図書
(2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書、業務日誌等
(3) 出勤・退勤確認簿（常駐業務の場合）

第２章　施設等の利用・作業用仮設物等

第１節　構内施設等の利用

2.1.1 居室等の利用	(1) 常駐業務室、控室、倉庫等及びその付帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。 (2) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。 (3) 居室等を返還するときは施設管理担当者の確認を受ける。修繕の指示を受けた場合は、原状に復した状態で返還する。
2.1.2 共用施設の利用	構内の便所、エレベーター、食堂等の共用施設の利用の可否は特記による。
2.1.3 駐車場の利用	施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第２節　作業用仮設物及び持込み資機材等

2.2.1 作業用足場等	(1) 標準仕様書で規定する足場、仮囲い等は、受注者の負担とする。 (2) 足場、仮囲い等は、「労働安全衛生法」、「建築基準法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」(平成5年1月12日建設省営監発第1号)、その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。
2.2.2 持込み資機材	非常駐の業務にあっては、受注者の持込む資機材は、原則として毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受注者等の責任において行う。
2.2.3 危険物等の取扱い	業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第２編　定期点検等及び保守

第１章　　一般事項

第１節　　一般事項

1.1.1
適　　用

本編は、建築物等の定期点検、臨時点検及び保守等に関する業務に適用する。

1.1.2
保守の範囲

定期点検及び臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は、次のとおりとする。

(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
(2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め
(4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
　① 潤滑油、グリス、充填油等
　② ランプ類、ヒューズ類
　③ パッキン、ガスケット、Ｏリング類
　④ 精製水
(5) 接触部分、回転部分等への注油
(6) 軽微な損傷がある部分の補修
(7) 塗装（タッチペイント）
(8) その他これらに類する軽微な作業

1.1.3
点検及び保守等の実施

(1) 契約図書に定めるところにより点検を適正に行い、必要に応じて保守その他の措置を構ずる。
(2) 点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から劣化及び故障状況を聴取し、点検の参考とする。
(3) 点検は、原則として目視、触接又は軽打等により行う。
(4) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
(5) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

1.1.4
支給材料

保守に用いる次の消耗品、付属品等は、特記がある場合を除き、支給材料とする。

(1) ランプ類
(2) ヒューズ類
(3) 発電機・原動機用の潤滑油及び燃料

1.1.5
応急措置等

(1) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒の恐れがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講ずるととも

に、速やかに施設管理担当者に報告する。
(2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講ずるとともに、速やかに施設管理担当者に報告する。
(3) 応急措置又は危険防止措置にかかる費用は、施設管理担当者との協議による。

1.1.6
点検の省略

点検を省略することができる部分は、特記による。

1.1.7
点検及び保守に伴う注意事項

(1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
(2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1.1.8
法定点検等

本編各章の点検を「建築基準法」による点検とする場合は、特記による。なお、当該点検は必要な資格を有する者が行う。

第６章　防災設備

第１節　一般事項

6.1.1
適　　用

本章は、建築物等の防災設備に関する業務に適用する。

6.1.2
業 務 目 的

本業務は、防災設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、故障・不具合を防止し、災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

第２節　消防用設備等

6.2.1
適　　用

本節は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等に定める消防用設備等の法定点検並びにその結果に応じ実施する保守に適用する。

6.2.2
点 検 ・ 保 守

(1) 点検の対象部分、数量等は特記による。
(2) 点検の基準、周期及び業務報告は特記によるほか、次の定めるところによる。
　(a)「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）
　(b)「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）
　(c)「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日消防予第172号）
(3) 点検にあたり、他の消防用設備等の範囲と重複する場合は、当該消防用設備等の点検実施者と連携を図り行うものとする。
(4) 点検の実施にあたっては、施設管理担当者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。
(5) 特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者に報告する。
(6) 特記した対象部分に、(2)に示す点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目又は点検内容に係る点検を実施することを要さない。

第３節　建築基準法関係防災設備

6.3.1 適　　用	本節は、「建築基準法」、「建築基準法施行令」、「建築基準法施行規則」及びこれに基づく告示等の定めるところによる。
6.3.2 点検・保守	(1) 点検の対象部分、数量等は特記による。 (2) 点検の基準及び期間は、法令に定めるところによるほか、特記による。なお、非常用エレベーターは、第７章第２節「エレベーター」の当該事項による。 (3) 特記した対象部分について(2)に示す点検を実施し、その結果を報告する。なお、特記した対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、施設管理担当者に報告する。 (4) 特記した対象部分に、(2)に示す点検項目又は点検内容の対象となる部分がない場合は、当該点検項目又は点検内容に係る点検を実施することを要さない。

文教施設保全業務標準仕様書

参　考　資　料

－抜粋－

平成２０年版

文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官

Ⅰ．定期点検等及び保守

第１章　一般事項

第１節　一般事項

1.1.1
一般事項

(1) 点検項目、点検内容及び点検周期は各章を参考に、特記で定める。
(2) 点検周期が二種類ある場合の適用は各章の点検項目及び点検内容を示す各表単位で行う。なお、点検周期は次により選択されているものとする。
　(a) 周期Ⅰ：標準的な点検周期
　(b) 周期Ⅱ：対象部分ごとに重大な支障が生じないと想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合に適用する頻度を軽減した点検周期

1.1.2
周期の表記

定期点検の周期の表記は、次による。
~~(1) 「１Ｗ」は、１週ごとに行うものとする。~~
~~(2) 「２Ｗ」は、２週ごとに行うものとする。~~
~~(3) 「１Ｍ」は、１月ごとに行うものとする。~~
~~(4) 「２Ｍ」は、２月ごとに行うものとする。~~
~~(5) 「３Ｍ」は、３月ごとに行うものとする。~~
~~(6) 「４Ｍ」は、４月ごとに行うものとする。~~
(7) 「６Ｍ」は、６月ごとに行うものとする。
~~(8) 「２／Ｙ」は、１年に２回行うものとする。~~
(9) 「１Ｙ」は、１年ごとに行うものとする。
~~(10) 「２Ｙ」は、２年ごとに行うものとする。~~
~~(11) 「３Ｙ」は、３年ごとに行うものとする。~~
~~(12) 「５Ｙ」は、５年ごとに行うものとする。~~
~~(13) 「６Ｙ」は、６年ごとに行うものとする。~~
~~(14) 「１０Ｙ」は、１０年ごとに行うものとする。~~
~~(15) 「１５Ｙ」は、１５年ごとに行うものとする。~~

第６章　防災設備

第１節　消防用設備等

6.1.1
点検・保守

(a) 点検の基準、期間及び結果報告は、表6.1.1による。
(b) 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、表6.1.1に定める資格を有する者が行うものとする。

表6.1.1 消防用設備等の種類別の点検資格、点検周期

消防用設備等の種類			点検資格		点検周期	
			消防設備士（甲種・乙種）	消防設備点検資格者	機器点検	総合点検
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第６類	第１種	６M	
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第１類			１Y
		泡消火設備	第２類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第３類			
		動力消防ポンプ設備	第１類、第２類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第４類	第２種	６M	１Y
		漏電火災警報器	第７類			
		消防機関へ通報する火災報知設備	第４類			
		非常警報設備	第４類、第７類			１Y
	避難設備	避難器具（すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他）	第５類	第２種	６M	１Y
		誘導灯及び誘導標識	第４類、第７類（注）			
消防用水			第１類、第２類	第１種	６M	
消火活動上必要な施設		排煙設備	第４類、第７類	第２種	６M	１Y
		連結散水設備、連結送水管	第１類、第２類	第１種		
		非常コンセント設備、無線通信補助設備	第４類、第７類	第２種		
非常電源・配線等		非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	当該電源等が付属する各消防用設備等の点検資格を有する者		６M	１Y
		配線				
		総合操作盤			６M	

注）第４類（甲種・乙種）又は第７類（乙種）のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

※　本表に記載のない特殊消防用設備等についての点検資格及び点検周期は特記に定める。

第２節　建築基準法関係防災設備

6.2.1 点検・保守	点検の基準及び期間は、「建築基準法」、「建築基準法施行令」、「建築基準法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本項による。なお、非常用エレベーターは、第７章第２節「エレベーター」の当該事項による。
6.2.2 非常用照明装置	非常用照明装置の点検項目及び点検内容は、表6.2.2による。

表6.2.2 非常用照明装置

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備　考
1.外観点検	①　照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する。	６Ｍ	
	②　照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否を点検する。	６Ｍ	
	③　充電表示灯（充電モニタ）が点灯（緑色）していることを確認する。	６Ｍ	
	④　自主評定マーク（JIL適合マーク）又は防災性能評定マーク（BCJマーク）の有無を確認する。	６Ｍ	
2.機能点検	①　ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。	６Ｍ	
	②　点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。	６Ｍ	
	③　電池内蔵形照明器具は３０分間以上（４８時間以上充電後）継続して有効に点灯することを確認する。	６Ｍ	
	④　電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて３０分間以上点灯することを確認する。	６Ｍ	
3.照度測定	①　JIS C 7612（照度測定方法）により、床面の水平面照度を測定する。	６Ｍ	・実施は特記による
	②　測定位置は、避難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所等）で、人の動線となる箇所とする。	６Ｍ	
4.予備電源 【内蔵型を除く】	①　蓄電池設備の点検は、3.3.1.3「蓄電池」による。 ②　自家発電設備の点検は、3.2.1「自家発電設備」の当該事項による。		

6.2.3 防火戸・防火シャッター	防火戸・防火シャッターの点検項目及び点検内容は、表6.2.3による。

表6.2.3 防火戸・防火シャッター

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備　考
1.外観点検			
a.建具			
ｲ.防火戸	①　防火戸の周囲に閉鎖上又は避難上障害となるものが	６Ｍ	

	ないことを確認する。	
	② 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。	６Ｍ
	③ 金物類の変形、さび、腐食の有無及び取り付け状態の良否を確認する。	６Ｍ
	④ 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	６Ｍ
ﾛ. 防火シャッター	① シャッター及び避難扉の周囲に閉鎖上又は避難上障害となるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。	６Ｍ
	② 開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみの状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの磨耗の有無 ・巻取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取り付け状態の良否	６Ｍ
	③ 表面処理、塗装、損傷、汚れ等の劣化の有無を確認する。	６Ｍ
	④ さび、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。	６Ｍ
b. 自動閉鎖装置		
ｲ. 防火戸	① 自動閉鎖装置が正常な状態でセットされていることを確認する。	６Ｍ
	② 自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	６Ｍ
	③ 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	６Ｍ
ﾛ. 防火シャッター	① 自動閉鎖装置の著しい変形、損傷等の有無を点検する。	６Ｍ
	② 温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	６Ｍ
c. 連動制御器		
ｲ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無を確認する。	６Ｍ
	② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。	６Ｍ
	③ 結線接続部の緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。	６Ｍ
ﾛ. 予備電源【内蔵型に限る】	充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。	６Ｍ

ハ. ランプ、スイッチ、ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。	６Ｍ
	② スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。	６Ｍ
	③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	６Ｍ
d. 感知器	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。	６Ｍ
	② 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。	６Ｍ
	③ 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。	６Ｍ
	④ 熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。	６Ｍ
	⑤ 煙感知器にあっては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	６Ｍ
2. 機能点検		
a. 自動閉鎖装置		
ｲ. 防火戸	① 連動制御器の起動信号により防火戸が正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあっては、順送り作動が正常であることを確認する。	６Ｍ
	② 連動制御器に作動表示がされることを確認する。	６Ｍ
	③ 防火戸を閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	６Ｍ
ﾛ. 防火シャッター	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ、正常に作動することを確認する。	６Ｍ
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターが正常に作動することを確認する。	６Ｍ
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に中間で停止できることを確認する。	６Ｍ
	④ 連動制御器に作動表示がされることを確認する。	６Ｍ
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	６Ｍ
ハ. 危害防止機構【障害物感知装置（自動閉鎖型）に限る】	次の状態を確認し、その良否を点検する。 ・連動制御器及び作動試験スイッチ等の操作からの起動信号により危害防止用連動中継器が作動し、防火シャッターが下降すること。 ・障害物がある場合、防火シャッターは自動的に降下を停止すること。また、障害物を取り除いた場合、自動で再下降し全閉すること。 ・予備電源の試験を行い蓄電池の容量が適正であること。	６Ｍ

	・注意喚起装置（標識、音響装置、音声発生装置、注意灯等）が正常であること。		
b. 連動制御器			
ｲ. 連動制御器	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	６Ｍ	
	② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	６Ｍ	
	③ 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることを確認する。	６Ｍ	
ﾛ. 予備電源	① 容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	６Ｍ	
【内蔵型に限る】	② 常用電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値又は表示灯が適正であることを確認する。	６Ｍ	
c. 感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する場合を除く）	６Ｍ	
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する場合を除く）	６Ｍ	
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内にあることを確認する。（自動試験機能を有する場合を除く）	１Ｙ	
	② 予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することを確認する。	１Ｙ	
	③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（１回線当り） ・感知器回路と大地間（１回線当り）	１Ｙ	

6.2.4
防火ダンパー

(a) 本項の防火ダンパーは、空調・換気ダクトに設置する温度ヒューズ連動型防火ダンパー（ＦＤ）及び煙感知器連動型防火ダンパー（ＳＤ）等に適用する。
(b) 防火ダンパーの点検項目及び点検内容は、表6.2.4による。

表6.2.4 防火ダンパー

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 外観点検			
a. ダンパー本体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無を確認する。	６Ｍ	

	② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	６Ｍ
	③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する。	６Ｍ
b. 自動閉鎖装置	① ダンパーが正常な状態でセットされていることを確認する。	６Ｍ
	② 自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。	６Ｍ
	③ 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	６Ｍ
c. 連動制御器 【ＦＤを除く】	6.2.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
d. 感知器 【ＦＤを除く】	6.2.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
2. 機能点検		
a. 自動閉鎖装置	① ＦＤは、次による。 ・手動によりダンパーが円滑に作動することを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	６Ｍ
	② ＦＤを除くダンパーは、次による。 ・連動制御器の起動信号によりダンパーが正常に作動することを確認する。 ・順送り方式のものは、順送り作動が正常であることを確認する。 ・連動制御器に作動表示がされることを確認する。 ・ダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	６Ｍ
b. 連動制御器 【ＦＤを除く】	6.2.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
c. 感知器 【ＦＤを除く】	6.2.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。	
3. 総合点検 【ＦＤを除く】	① 連動制御器の遠隔操作スイッチ及び感知器連動により、ダンパーが正常に作動することを確認する。	１Ｙ
	② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。	１Ｙ
	③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間	１Ｙ

	・端末器回路と大地間（１回線当り） ・感知器回路と大地間（１回線当り）		

6.2.5
排煙設備

(a) 排煙設備【自然排煙口(排煙窓)】の点検項目及び点検内容は、表6.2.5(A)による。
(b) 排煙設備【機械排煙設備】の点検項目及び点検内容は、表6.2.5(B)による。

表6.2.5(A)　排煙設備【自然排煙口（排煙窓)】

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.排煙窓	①　建具のがたつき、緩み等の有無を点検する。	６Ｍ	
	②　著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を点検する。	６Ｍ	
	③　召合わせ及び気密性の良否を確認する。	６Ｍ	
	④　排煙窓の周囲に作動に支障をきたす障害物がないことを確認する。	６Ｍ	
b.手動開閉装置	①　器具のがたつき、緩み等の有無を点検する。	６Ｍ	
	②　著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。	６Ｍ	
	③　手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。	６Ｍ	
	④　排煙窓を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことを確認する。	６Ｍ	
	⑤　周囲に動作に支障をきたす障害物が無いことを確認する。	６Ｍ	
2.機能点検	①　手動開閉装置の操作による排煙窓の作動状況の良否を確認する。	６Ｍ	
	②　排煙窓を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	６Ｍ	

表6.2.5(B)　排煙設備【機械排煙設備】

点検項目	点検内容	周期	備考
1.外観点検			
a.排煙口・可動垂れ壁	①　器具のがたつき、緩み等の有無を点検する。	６Ｍ	
	②　著しい変形、損傷、さび及び腐食の有無を点検する。	６Ｍ	
	③　周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。	６Ｍ	
b.手動開放装置	①　器具のがたつき、緩み等の有無を点検する。	６Ｍ	
	②　著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。	６Ｍ	
	③　手動開放装置を示す表示の有無及びその破損等の有無を確認する。	６Ｍ	
	④　排煙口を動作させるワイヤー、ケーブル等の伝達部に著しい変形、損傷及び腐食が無いことを確認する。	６Ｍ	
	⑤　電気式の場合は、通電表示等が点灯していることを確認する。	６Ｍ	

	⑥　周囲に動作の支障となるものがないことを確認する。	６Ｍ	
c.連動制御器	6.2.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
d.感知器	6.2.3「防火戸・防火シャッター」の当該事項による。		
e.ダクト	4.5.1「ダクト」の当該事項による。ただし、「2.ダンパー」及び「7.吹出口及び吸込口」は除く。		
f.防火ダンパー	6.2.4「防火ダンパー」の当該事項による。		
g.排煙機	4.3.1.9「送風機」の当該事項による。ただし、「9.運転調整」は除く。		
2.機能点検	①　手動開閉装置の操作による排煙口及び可動垂れ壁の作動状況の良否を確認する。	６Ｍ	
	②　連動制御器又は手動開閉装置の作動指令により、排煙口及び可動垂れ壁が正常に作動することを確認する。	６Ｍ	
	③　連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況を確認する。	６Ｍ	
	④　排煙口及び可動垂れ壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	６Ｍ	
3.総合点検	①　自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動垂れ壁の作動、排煙機の連動起動が適切に行われることを確認する。	１Ｙ	
	②　排煙機を起動させ、次について確認する。 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値 ・風量 ・回転方向	１Ｙ	
	③　排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。	１Ｙ	
	④　次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間（１回線当り） ・感知器回路と大地間（１回線当り）	１Ｙ	